

旭川国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人昭和46年4月から48年3月までの期間及び48年10月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで

昭和50年当時、20歳となった妻(当時婚約者)が区役所窓口で国民年金加入の相談をしたところ、さかのぼって保険料を納入できることを教えられた。妻は国民年金の加入手続と昭和50年度の夫婦二人分の保険料を納め、結婚祝いなどで手持金が有ったことから、申立人の保険料をさかのぼって納めてあげようと思い、その数日後に、窓口で現金約4万円を支払った。そのことは親類や友人にも話している。

第3 委員会の判断の理由

申立人とその妻は昭和50年12月24日に結婚しており、当時住んでいたB区役所窓口において加入手続を行っている。その時期は第2回の特例納付が実施されている時期であり、申立人の妻が納付したという金額は申立期間の国民年金保険料の金額におおむね一致している上、その当時、妻の母は、娘が申立人の保険料をさかのぼって納めたことを聞いたと証言しているほか、申立人の同僚も同様の証言をしている。

また、社会保険庁の申立人に係るコンピュータ記録の基本画面には、昭和50年度の12か月分の国民年金保険料の納付記録とともに、「特殊記録有」との記述があり、現在、この特殊記録は発見されていないが、少なくともコンピュータ記録登載時には特例納付を行ったことを示す特殊台帳が存在したことがうかがわれる。さらに、申立人は、昭和50年に国民年金に加入し、翌年51年4月から現在に至るまで共済組合に加入しており、保険料の未納は無い。

加えて、保険料を納付した申立人の妻は、20歳で国民年金に加入し、平成

12年9月から14年8月までの29か月の未納期間を除き、現在に至るまで他に未納が無い。この未納期間は、第3号被保険者資格喪失手続きをさかのぼって行ったために、時効で保険料が納められない期間が生じたものである。そして、申立人の妻は、平成14年9月から付加保険料を納付していることなどからみて、国民年金保険料の納付意識は高いと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年4月から48年3月までの期間（附則第18条により、納付期間は48年4月1日より前）及び48年10月から50年3月までの期間については国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで
社会保険事務所の記録では、昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、定額保険料は納付されているが、付加保険料については納付の事実が確認できなかったとされた。
付加保険料は、昭和 56 年 4 月に納付を申し出ており、当該期間についても継続して付加保険料を納付していたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する国民年金手帳及び昭和 60 年 4 月に申立人が A 市から B 町への転居に伴い A 市が発行した「国民年金被保険者移動連絡票」には、56 年 4 月 10 日に付加保険の納付を申し出たことが記録されているものの、辞退や再申出については記録されておらず、申立人は第 3 号被保険者となるまで、申立期間を含めて継続して付加年金に加入していたと考えられ、申立期間についても付加保険料を納付していたとする申立人の主張に不合理な点は認められない。

また、申立人は、昭和 50 年 4 月に任意加入をして以降、国民年金保険料をすべて納付しており、56 年 4 月からは付加保険料も納付の申出をするなど、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から同年3月まで

社会保険庁の記録で、当初、国民年金保険料が未納とされていた期間のうち昭和50年4月から同年12月までの期間については、所持していた領収書により納付済みに記録が訂正された。申立期間についても夫婦一緒に保険料を納付しており、妻の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私だけが未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、その妻については、申立期間を含め、保険料をすべて納付済みである。

また、申立期間直前の昭和50年4月から同年12月までの期間については、当初、社会保険庁の記録では未納とされていたが、申立人が所持していた領収書によって納付済みに記録の訂正が行われていることから、申立期間の納付記録についても誤りのある可能性が高いと考えられる。

さらに、申立人から提出のあった家計簿には、申立期間を含めて国民年金保険料の支出の記載があり、その金額は、申立人及びその妻の当時の保険料合計額と一致しており、申立内容に信憑^{びよう}性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

青森国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和59年1月から同年3月まで

私は、将来もらえる年金額が少なくならないようにするため、昭和49年8月に資格を取得して以降、60歳まで漏れなく国民年金保険料を納付してきた。また、自分の性格上、保険料を未納にすることはあり得ない。

それにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金の資格を取得した昭和49年8月以降、資格を喪失する平成16年9月まで、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間直後の昭和59年4月から60年3月までの期間の保険料を59年4月に一括して前納していることから、その時点で現年度納付が可能であった申立期間の保険料のみを納付しないことは不自然である。

さらに、申立人は、昭和59年度以降、延べ15年分の国民年金保険料を前納していることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

社会保険庁の納付記録では、昭和 38 年度及び 46 年度の国民年金保険料が夫婦二人とも未納とされているが、両年度とも夫婦二人分の保険料を集金人に納付した。46 年度分の預り証はなくしてしまったが、38 年度分の預り証は残っており、両年度とも間違いなく納付しているので申立てを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 36 年度に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和 38 年当時、申立人が居住していた地区において、集金人による国民年金保険料の納付が行われていたことが確認でき、二人の保険料の納付日は、確認可能な 20 年 4 か月のうち 4 か月を除きすべて同一であることが S 市町村の国民年金被保険者名簿によって確認できる。

さらに、申立人は、集金人に昭和 38 年度及び 39 年度の夫婦二人分の保険料をまとめて納付した際の預り証を保管しており、39 年度については、社会保険庁の納付記録では、二人とも納付済みとされている。

加えて、昭和 46 年度の預り証を持っていたが失くしたと申立人は主張しているが、その内容から、申立人夫婦が当時の預かり証を保管していたという申立てには^{しんびょう}信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月までの期間及び 46 年 4 月から 47 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月まで

社会保険庁の納付記録では、昭和 38 年度及び 46 年度の国民年金保険料が夫婦二人とも未納とされているが、両年度とも夫婦二人分の保険料を集金人に納付した。46 年度分の預り証はなくしてしまったが、38 年度分の預り証は残っており、両年度とも間違いなく納付しているので申立てを認めて欲しい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の夫が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和 36 年度に国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和 38 年当時、申立人が居住していた地区において、集金人による国民年金保険料の納付が行われていたことが確認でき、二人の保険料の納付日は、確認可能な 20 年 4 か月のうち 4 か月を除きすべて同一であることが S 市町村の国民年金被保険者名簿によって確認できる。

さらに、申立人の夫は、集金人に昭和 38 年度及び 39 年度の夫婦二人分の保険料をまとめて納付した際の預り証を保管しており、39 年度については、社会保険庁の納付記録では、二人とも納付済みとされている。

加えて、昭和 46 年度の預り証を持っていたが失くしたと申立人の夫は主張しているが、その内容から、申立人夫婦が当時の預かり証を保管して

いたという申立てには^{しんびょう}信憑性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

秋田国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月及び同年12月

20歳から昭和48年4月に結婚するまでは、父が私の分の国民年金保険料を納付してくれた。

結婚後（夫は厚生年金保険に加入）もそれまでの加入を無駄にしたいくないとの思いから引き続き任意加入し、保険料は銀行窓口で納付した。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

N市の納付記録によれば、申立期間の申立人の国民健康保険料は、納付済みとされていることが確認できる。

また、申立人は、昭和44年7月に国民年金に加入して以降、申立期間の2か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、昭和48年4月に結婚した後も、引き続き国民年金に任意加入しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から同年12月まで

昭和45年3月に結婚してからは義母が家族全員の国民年金保険料を納付していたが、私以外の同居していた家族の国民年金保険料は、全員申立期間について納付済みとなっており、申立期間以外もすべての期間が納付済みとなっている。

私の国民年金保険料についても、申立期間以外はすべて納付済みとされており、申立期間のみが未納となっているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその夫の納付状況を見ると、確認できる昭和47年度から59年度までの国民年金保険料は、すべて納付期限内に納付されており、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時に同居し、申立人の保険料を納付していたとする義母、義父及び申立人の夫は申立期間も含め、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付していることから、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 45 年 4 月に結婚して数年後に、国民年金に未加入であることを知り、妻がすぐ加入の手続をした。結婚後 4 年から 5 年ぐらい後に、妻が市役所で私の未納分の保険料を納める相談をし、「すべて納められる。」と聞いたので、何度も足を運ぶことがないように、妻は自身の手持資金から、きりの良い 20 万円ほど用意して市役所に行き納付したと聞いている。

妻は、「未納はあってはならない。」と子供達にも繰り返し言ってきており、夫である私の保険料が未納となっているはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立てによれば、申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付は、申立人の妻が行っているほか、その妻の国民年金保険料の納付状況をみると、結婚前から国民年金に加入し国民年金保険料を完納しており、子供達の国民年金加入手続や保険料納付も適正に行っているなど、国民年金制度に対する理解は深く、国民年金保険料の納付意識も高かったと考えられる。

また、その妻は、昭和 45 年 4 月に申立人と結婚後、4 年から 5 年ぐらい後に特例納付の納付相談に出向いたと主張しているが、A 市役所の被保険者名簿によると、申立人に対して 49 年 11 月 13 日に特例納付の案内をした記録が残っていることから、その主張は合理的である。さらに、当該特例納付の相談時に手持資金から用意した 20 万円を持参し納付したとの申立内容は、当時、特例納付実施期間であり、納付金額も十分充足することなどから信用でき、特例納付の可能なすべての未納期間の納付を行ったと考えるのが自然である。

加えて、申立人は、申立期間後の国民年金保険料についてはすべて納付し、

そのうち、ほぼ半分の期間の 160 か月分の保険料を前納するなど、結婚後の申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年8月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年8月から57年3月まで

納付関係は元妻にすべてを任せていたが、間違いなく二人分の国民年金保険料を納付していたと思う。現在は離婚しており、元妻から当時の状況を確認することは不可能であり、当時の領収書等の証拠書類も一切無いが、記録を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和58年5月6日に国民年金の加入手続を行い、同月31日に国民年金手帳記号番号が払い出されているところ、その時点では申立期間は時効内であるため、遡^{そきゅう}及して資格を取得した56年8月から59年3月までの期間について、社会保険事務所から納付書が発行されることが、通常の事務処理とされており、本件についても同様に同期間の納付書が発行されたものと考えられる。

また、昭和57年4月から58年3月までの申立人の国民年金保険料は、58年7月29日に過年度納付されていることが確認できるが、この保険料月額より低い申立期間の保険料を納付していないのは不自然である。さらに、申立人は、56年8月に国民年金被保険者の資格を取得して以降、申立期間を除き未納は無い。

加えて、申立人の元妻の国民年金の加入状況等をみると、婚姻後の昭和55年7月から56年7月まで国民年金に任意加入し、その後、56年8月から59年11月まで強制加入しているが、申立人が、再度、厚生年金保険被保険者資格を取得した59年12月にも国民年金に任意加入していること、納付が確認できる55年7月から61年3月までのすべての期間において国民年金保険料を現年度納付していること、55年7月から57年3月までは付加保険料も納付していることなど、元妻は、国民年金に対する認識が高か

ったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

福島国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の平成7年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月及び同年2月
会社を退職した平成7年1月ごろ、市役所に行き国民年金の加入手続をした記憶がある。

手続をした当日、平成7年1月及び同年2月の国民年金保険料を市役所窓口か市役所内の金融機関で納付した記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除くすべての期間について国民年金保険料を納付済みであり、しかも納付済期間の保険料は前納されていることから、保険料の納付意識は高かったと考えられる。また、納付したとされる保険料額は当時の保険料額とおおむね一致しているほか、即時納付を申し出た場合に市の窓口で納付書を作成していたことが市職員の証言でも確認されており、加入手続をした当日に納付したとする申立内容は信用できる。

さらに、申立期間は厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、次の勤務先で再び厚生年金保険の被保険者となるまでの期間であるが、申立人は、申立期間前後の同様の期間において国民年金の加入手続を適正に行っており、会社の退職月における国民年金保険料納付義務の有無などについて知っていることから、年金制度に対する理解も深いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から45年3月までの期間、45年10月から46年3月までの期間及び47年1月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年10月から45年3月まで、
② 昭和45年10月から46年3月まで
③ 昭和47年1月から47年3月まで

被保険者期間において、氏名の誤り、国民年金手帳番号の訂正などがあつたので、社会保険庁に納付記録の照会をしたところ、申立期間の納付が確認できなかったとの回答を得たが、申立期間も中断することなく保険料を納付していたので、未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者期間において、申立人の氏名、国民年金手帳番号、生年月日、資格取得日及び国民年金保険料納付期間の記録がそれぞれ訂正された経緯があり、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことが認められる。

さらに、申立人の両親は、父母ともに国民年金制度発足当初の昭和36年4月から国民年金に加入し、かつ、申立期間も含め保険料を完納している。また、申立人の親族（配偶者、長男及び長女）も全員が公的年金制度に加入し、完納していることから、申立人も保険料の納付意欲が高かったことがうかがえる。

また、申立人が当時、保険料を納付していたとするA区B出張所で保険料収納事務を行っていたことが確認できる。

加えて申立人は、20歳のときから国民年金に加入し、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立期間は6か月又は3か月といずれも短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 10 月まで

A 社会保険事務所に国民年金の納付記録を照会したところ、昭和 37 年 4 月から 38 年 10 月までの国民年金保険料について納付記録が確認できなかったとの回答があったが、当時は B 区の叔父宅に居住しており、区役所職員に 100 円の保険料を納めていた記憶があるので、未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の生活状況を詳細に記憶しており、申立人の叔父宅の 1 階にあった菓子店の営業を任されて毎月 8,000 円から 9,000 円程の給料をもらっていたことから、月 100 円の国民年金保険料の納付は容易であったことが認められる。また、B 区役所職員の勧奨に応じて国民年金に加入し、集金人に保険料を納めていたと主張しており、申立人の主張を確認するために現地調査したところ、近隣住民から申立期間に係わる昭和 38 年 8 月には、区役所職員が加入手続と集金のために戸別訪問していたことが確認できた。申立人が C 市に引っ越す前の B 区における徴収方法は、納めた人でしか知り得ないことであるにも係わらず、それを詳細に記憶しており、その記憶の信憑性は高いと認められる。

また、申立人及びその夫は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付しているほか、国民年金被保険者名簿で納付状況が確認できる 50 年 1 月から 51 年 3 月までの保険料については、すべて納付期限内に納付しており、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間について納付事実が確認できなかった旨の回答をもらったが、昭和 41 年 6 月に 20 歳に達して以降年金保険料を納付してきており、昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの 12 か月が未納なのは納得できない。

なお、納付記録が無かったので、60 歳以降 1 年間任意加入し、保険料を納付した。

第3 委員会の判断の理由

A 市が保管する国民年金被保険者名簿によれば、納付年月日が確認できる昭和 41 年 6 月から平成 19 年 6 月までの（申立期間を除く。）の保険料は、すべて納期限内に納付されており、かつ、60 歳到達後も任意加入しており、それらの期間も含めると 40 年間分の保険料を納付しているなど、申立人の保険料の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間のみ未納とされているのは不自然である。

また、申立期間は 12 か月と短期間であり、昭和 41 年 6 月に国民年金加入してから平成 19 年 6 月まで、申立期間を除き、保険料をすべて納付している。

さらに、申立期間の年金保険料について、申立人が記憶している限りでは、何ら納入勧奨もされたことがないとしていることなどから、申立人の保険料納付に前向きな姿勢がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

茨城国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月から 48 年 3 月まで

昭和 50 年 9 月に A 市（現在は、B 市）において私が夫婦の国民年金への加入手続を行った。その際、国民年金担当職員から特例納付についての説明を受けたので、夫婦二人分の保険料として 10 万円以上を義母から渡されて、市役所の国民年金担当窓口で夫の分と一緒に保険料を納付した。

夫の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の分については未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫は、国民年金への加入後、申立人は申立期間以降 60 歳までの 26 年間、その夫は平成 3 年 11 月に死去する前月までの 21 年 11 か月の長期間にわたり国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、国民年金手帳記号番号の払出簿では昭和 50 年 9 月 16 日に夫婦の同番号が連番で払い出されていることから、50 年 9 月に夫婦一緒に加入手続を行ったと考えられ、事実、社会保険事務所に保管されている国民年金被保険者台帳では、申立人及びその夫の昭和 48 年度及び 49 年度の保険料は過年度分として二人とも納付済みとなっており、それぞれ保険料額 1 万 9,050 円が納付されたことが確認できる。

さらに、申立人と一緒に特例納付した夫については昭和 44 年 4 月から 48 年 3 月までの 48 か月間の保険料が特例納付により納付済みとして当該国民年金被保険者台帳に記録されており、かつ、申立人が納付したとする 50 年

9月は第2回特例納付の期間内であることから、50年9月に特例納付したとする申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

加えて、申立期間に係る申立人及びその夫の保険料額は、特例納付保険料額4万3,200円及び過年度納付保険料額1万9,050円の計6万2,250円となり、夫婦二人分では12万4,500円となることから夫婦一緒に10万円以上納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

その上、国民年金保険料を国民年金担当窓口において直接納付したとする申立人の主張については、申立期間当時、A市では国民年金担当窓口において国民年金保険料の仮領収を行い、後日、社会保険事務所に納付期間に係る納付書の作成を依頼し、納付書により仮領収した現金を申立人に代わって金融機関への払込みを行っていたことが確認できることから、不合理な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から46年12月まで

昭和43年6月に会社を退職して間もなく、市役所へ行って国民健康保険の加入手続と厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その際、1か月分の国民年金保険料はその場で納付し、翌月以降は父、母、兄及び姉と共に自治会の納付組織を通じて納付していた。私以外の家族は申立期間について未納が無いのに対して、私だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料を自治会の納付組織を通じて納付したという申立人の主張について、申立人及び姉の国民年金手帳には同一の納付組織名の記入があるなど、家族全員が国民年金保険料を自治会の納付組織に納付していたことがうかがえ、自営業を営み経済状況も悪くなかったと考えられる家族に全く未納が無い中、申立人だけが申立期間について納付していないというのは不自然と考えられる。

また、申立人は、申立期間を除き約30年間ほとんど未納は無く、当時同居していた父、母、兄及び姉には全く未納が無いことなどから、申立人家族の納付意識は高かったと考えられる。

さらに、申立人は、会社を退職後間もなく、国民健康保険及び国民年金の加入手続を行なったと主張しているところ、その記憶は鮮明かつ具体的であり、申立人自身が市役所に出向いたとの申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年1月から同年3月まで
申立期間について納付事実が確認できなかったと回答を受けたが、当時はA銀行の移動バスへ出向いて国民年金保険料を年払いでまとめて払っていたので、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の前後の期間について、国民年金保険料を前納で納めていたことは、社会保険庁の被保険者台帳及び領収書から確認できる上、申立期間以外に未納が全く無いことから、申立人の納付意識は高く、申立期間の保険料のみを納付しないというのは不自然である。

また、申立人は、A銀行の移動バスで国民年金保険料を納付していたと主張しており、事実、申立期間当時、同銀行が移動バスによる出張所を設けていたこと、及び申立期間前後の領収書の領収印が当該移動出張所で使われていたものであることが認められる。

さらに、市の被保険者名簿と社会保険庁の被保険者台帳において申立期間を含む昭和50年度の納付月数が訂正されており、行政側の記録管理に瑕疵があった可能性が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

栃木国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年3月までの期間及び61年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年10月から48年3月まで
② 昭和61年1月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料は、市役所から送られてくる納付書をもとに、郵便局や市役所出張所等に納付していた。時折、納付期限を過ぎてしまうこともあったが、納め忘れることはないよう心がけていたので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、国民年金手帳記号番号の払出年月日等から昭和46年10月ごろと推認されるが、加入手続とほぼ同時に9か月分の国民年金保険料を過年度納付、同年12月には12か月分の保険料を過年度納付、翌47年6月には9か月分の保険料を特例納付しており、この間、申立期間①の保険料を未納としたまま、このような納付を行ったとするのは不自然である。

また、申立人の被保険者台帳は、姓が誤って作成されている上、申立期間①の期間中に行われた特例納付について、納付期間が訂正されていたり、当該特例納付と近接した時期に行われたとされる別の期間の特例納付が取り消されているなど、誤記が散見される。

さらに、申立人の国民年金手帳には、申立期間①の期間中である昭和47年度のページに書類を貼付して剥がした痕跡があり、同時期に申立人と同じ市町村に在住していた他の被保険者の国民年金手帳には、保険料の領収書を当該年度のページに貼付しているものが見られることや、昭和47年度は、保険料の納付方法が、前年度までの印紙検認方式から納付書方式に

変更された時期であることなどにかんがみると、申立人の国民年金手帳にも当該年度の保険料に係る領収書が貼付^{ちよう}されていた可能性が考えられる。

- 2 申立人は、過年度納付や特例納付を行い、未納があれば積極的に解消するよう努めていることが認められる上、昭和 55 年度以降の保険料は、すべて現年度内に納付している。

また、申立期間②は 3 か月と短期間であり、申立人は、加入手続後の 29 年以上にわたる国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 10 月から 48 年 3 月までの期間、58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 61 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 10 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は、市役所から送られてくる納付書をもとに、郵便局や市役所出張所等に納付していた。時折、納付期限を過ぎてしまうこともあったが、納め忘れることはないよう心がけていたので、申立期間が未納とされているのは納得がいかない。また、保険料は、常に夫婦一緒に払ってきたので、申立期間②について自分だけ未納ということは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、国民年金手帳記号番号の払出年月日等から昭和 46 年 10 月ごろと推認されるが、加入手続とほぼ同時に 9 か月分の国民年金保険料を過年度納付、同年 12 月には 12 か月分の保険料を過年度納付、翌 47 年 6 月には 9 か月分の保険料を特例納付しており、この間、申立期間①の保険料を未納としたまま、このような納付を行ったとするのは不自然である。

また、申立人の被保険者台帳は、姓が誤って作成されている上、申立期間①の期間中に行われた特例納付について、納付期間が訂正されていたり、当該特例納付と近接した時期に行われたとされる別の期間の特例納付が取り消されているなど、誤記が散見される。

さらに、申立人の国民年金手帳には、申立期間①の期間中である昭和 47

年度のページに書類を貼付して剥がした痕跡があり、同時期に申立人と同じ市町村に在住していた他の被保険者の国民年金手帳には、保険料の領収書を当該年度のページに貼付しているものが見られることや、昭和 47 年度は、保険料の納付方法が、前年度までの印紙検認方式から納付書方式に変更された時期であることなどにかんがみると、申立人の国民年金手帳にも当該年度の保険料に係る領収書が貼付されていた可能性が考えられる。

2 申立人の国民年金手帳記号番号は、夫と連番で払い出されている上、記録上、保険料の納付日が確認できるものについては、すべて夫婦が同一日に保険料を納付していることから、基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられ、申立期間②について、夫が納付済みであるにもかかわらず、申立人が未納とされているのは不自然である。

3 申立人は、過年度納付や特例納付を行い、未納があれば積極的に解消するよう努めていることが認められる上、昭和 55 年度以降の保険料は、すべて現年度内に納付している。

また、申立期間③は 3 か月と短期間であり、申立人は、加入手続後の 32 年以上にわたる国民年金加入期間において、申立期間を除き保険料をすべて納付している。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 2 月から 38 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月から 38 年 1 月まで
申立期間について、社会保険庁の記録では未納とされているが、当時、町内の集金人に自宅に来てもらい国民年金保険料を納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた地域では、申立人の主張のとおり、当時、納付組織が存在していたことが確認できる。また、当時の納付組織の役員の証言によれば、地区の戸数が多かったため自治会の中で持ち回りにより役員を選出し、国民年金及び国民健康保険の保険料等を集金の上、市役所に納付していたことが確認でき、申立人の国民年金保険料についても、同様の方法で納付がなされていたものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間以降、任意加入を含む 26 年間の国民年金被保険者期間について保険料をすべて納付していたことなどから、申立人の保険料納付に対する意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和46年4月から47年3月までの期間について納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。昭和42年5月に国民年金に加入して以降、すべて保険料を納付してきたにもかかわらず未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が居住していた自治体からは、昭和45年12月ごろ、申立人と同一区内に居住していた別人の国民年金資格の喪失手続をとるべきところ、誤って申立人の資格喪失手続をとってしまったこと、及び申立人の申立期間の保険料は納付済みであった可能性が高い旨の意見が出されている。

また、申立人が所持している国民年金手帳によれば、この自治体では、申立人の国民年金手帳記号番号が誤って払い出された上、これを訂正する際、印紙検認台紙に記載されている記号番号の訂正を失念していることから、適正な事務処理がなされていなかったことも明らかである。

さらに、申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料はすべて納付済みであり、かつ、昭和50年度以降は、付加保険料を併せて納付するなど保険料の納付意識は高かったことから、申立期間の保険料のみを納付しなかったとするのは不自然と考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

東京国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月

申立期間の国民年金保険料については、国民年金の加入手続をした際に区役所で納付したはずである。国民年金加入期間はすべて納付しており、1か月のみ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月に国民年金に加入以降、申立期間及び国民年金第三号被保険者期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、前納制度を活用するなど納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は1か月と短期間であり、かつ、任意加入した当月であることから、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

さらに、申立人は、国民年金被保険者資格の種別変更を繰り返しているが、いずれの場合も適切に手続を行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年8月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から同年8月まで
平成13年度の国民年金保険料については、12か月分全額免除となるよう、同年5月までにA区役所に保険料免除申請書を提出したのに、一部期間のみの免除となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年1月から第3号被保険者となった15年5月までの期間について、申立期間及び免除申請手続が遅れたことにより未納とされている14年4月から同年12月までの期間を除き、適切に免除申請を行っている。

また、A区役所の国民年金システムの免除等履歴を見ると、申立人の複数ある免除記録の記載に関して、一部、免除申請日に対応した免除期間となっていないものが見られ、A区役所の事務処理において誤りがあった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間についての国民年金保険料については免除されていたものと認められる。

神奈川県国民年金 事案 32

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年10月から46年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和45年10月から46年3月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

平成18年11月9日に、昭和45年10月から46年3月までの期間及び49年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料収納記録について、照会申出書を提出したところ、申立期間については未納とされていた。

申立期間に係る領収書は無いが、当時の家計簿には、納付単位である半年分の国民年金保険料の支出を記載しており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の家計簿を保存しており、その家計簿は、その形状、内容等から真正なものと認められ、家計簿には、申立期間に係る昭和45年12月、49年5月及び同年11月の各月の「保険・貯金」の支出欄に「国民年金(半年)」としての支出額がそれぞれに具体的に記載されており、その額は、申立期間当時の保険料の額に一致しており、その記載内容は信用できる。

また、申立人は、配偶者として国民年金に任意加入した期間が160か月あり、強制加入期間についても付加保険料を56か月納付し、さらに、60歳以降も任意加入するなど、保険料の納付意欲が高かったと考えられる。

加えて、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 50 年 3 月までの期間及び 52 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 6 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間について、社会保険事務所から納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、会社を退職後すぐの昭和 49 年 6 月に夫婦で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は送付されてきた納付書により夫婦同時に金融機関に納付していた記憶があるため、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び申立期間前の厚生年金保険からの切替時に発生した数日間の未加入期間を除き、保険料をすべて納付しており、加入期間途中から口座振替での納付に変更するなど、納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間①について、申立人は申立期間当時の預金通帳を保管しているが、申立期間中の出金欄の余白に当時申立人が記入したという「年金他」のメモ書きが書き添えられており、その出金金額は、その時点で納付可能な保険料額を上回っているため、その他の支払と併せて納付していたとの申立人の主張を裏付けるものと認められる。

さらに、申立期間②について、本件申立てに先立つ納付記録の照会により、社会保険事務所のオンライン記録と被保険者台帳の記録との齟齬が判明し、当初納付済みとなっていた記録が未納に訂正されているなど、行政機関の事務手続きに瑕疵があったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの期間及び52年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和49年6月から50年3月まで
② 昭和52年4月から同年6月まで

申立期間について、社会保険事務所から納付事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、夫が会社を退職後すぐの昭和49年6月に夫婦で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は送付されてきた納付書により夫婦同時に金融機関に納付していた記憶があるため、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間及び加入手続時の確認洩れと思われる1日間の未加入期間を除き、保険料をすべて納付しており、加入期間途中から口座振替での納付に変更するなど、納付意識は高かったと認められる。

また、申立期間①について、申立人の夫は申立期間当時の預金通帳を保管しているが、申立期間中の出金欄の余白に当時申立人の夫が記入したという「年金他」のメモ書きが書き添えられており、その出金金額は、その時点で納付可能な保険料額を上回っているため、その他の支払と併せて納付していたとの申立人の主張を裏付けるものと認められる。

さらに、申立期間②について、本件申立てに先立つ納付記録の照会により、申立人の夫の社会保険事務所のオンライン記録と被保険者台帳の記録との齟齬が判明し、当初納付済みとなっていた記録が未納に訂正されているなど、行政機関の事務手続に瑕疵があったと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から同年 5 月まで
② 昭和 59 年 4 月から同年 5 月まで

社会保険庁の記録では、昭和 51 年 4 月から同年 5 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料が未納になっていた。

昭和 51 年 4 月から同年 5 月までの保険料については集金人に納付し、59 年 4 月から同年 5 月までの保険料については納付書により納付した記憶があるので、確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 12 月に国民年金に任意加入し、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることから、保険料の納付意識は高かったと認められる。

申立期間①については、任意加入してから間もない時期であるとともに、申立人が居住していたA市ではその当時集金人制度が存在していたことが確認でき、その前後の期間は保険料を納付済みであることから、当該期間の2か月のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②の2か月については、申立人は納付書により保険料を納付したと申し立てている。当時申立人は、口座振替による納付手続をとっており、申立人が居住していたA市では、残高不足等で口座引き落としができなかった者には、2か月単位で納付書を送付していたことが確認できるため、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 49 年 2 月から同年 3 月まで

私は、20 歳のころから結婚するまで実家の自営業の手伝いをしてきた。20 歳になってからの最初の 2 か月である昭和 49 年 2 月及び同年 3 月が未納とされているが、父親が私の国民年金保険料を納付したと聞いているので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、両親、長兄及び長兄の妻との 5 人で同居しており、家族 5 人で同居を始めた昭和 47 年 8 月以降は、申立人の申立期間を除き国民年金保険料の未納が無い。また、A 市の国民年金保険料収納記録において納付年月日が確認できる昭和 49 年 12 月から 50 年 3 月までの期間については、厚生年金保険被保険者の父親を除く家族 4 人の納付年月日は同一日であり、父親が家族全員の保険料を一緒に納付していたとする主張に不自然さは無く、かつ、その父親の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、A 市では、当時 20 歳になった人を対象に国民年金への加入勧奨を行っており、納付意識の高い父親が、申立人が 20 歳になった直後の 2 か月のみを納付しなかったと考えるのは不自然である。

加えて、申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間である約 19 年間、保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山梨国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月から 43 年 3 月まで

私は、昭和 42 年に夫と共に国民年金の加入手続を行い、その後は、当時住んでいた自宅へ自治会の組長さんに集金に来てもらい、夫婦二人分の保険料を支払っていた。金額は、月額 200 円くらいだったと思う。夫の保険料だけを納めて、私の保険料を納めないということにはありえないので、私にだけ未納期間があるということには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は連番で、かつ、払出日は同日であり、国民年金加入時からさかのぼって納めた過年度分の保険料も夫婦同日に納付されている。申立期間前の昭和 42 年 4 月から同年 9 月までの 6 か月分の保険料も夫婦共に納付しているほか、申立期間後も常に夫婦共に保険料を納付していることから、申立期間についても、43 年 7 月 4 日に納付されている夫の保険料と共に、申立人の分の保険料も納付したと考える方が自然である。

また、申立人は、昭和 42 年に国民年金手帳記号番号の払出しを受けて以後、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付しており、昭和 43 年度以降は当該年度内に保険料を納付しているなど、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長野国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月

申立期間の 1 か月が未納となっているが、昭和 37 年 6 月に国民年金に任意加入し、きちんと納付してきたので、1 か月だけ未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月に国民年金に強制加入し、保険料を適切に納付し、同年 11 月の結婚後は、その夫が厚生年金保険に加入していることから、7 か月間国民年金には加入していなかったが、37 年 6 月からは国民年金に任意加入し、申立期間を含めて通算 16 年 2 か月の任意加入期間のうち 11 年 9 か月分の保険料を前納しており、年金制度を良く理解し、納付意欲も高かったものと認められる。

また、任意加入後の昭和 37 年 6 月から 39 年 11 月まで（申立期間を除く。）の納付状況をみると、2、3 か月分をまとめて又は 1 か月ごとに、いずれも納付期限内に納付しており、申立てのあった 38 年 4 月前後の納付年月日は、同年 3 月分が 4 月 30 日、同年 5 月分及び 6 月分が同年 7 月 31 日となっており、同年 4 月分から同年 6 月分までの納付期限である同年 7 月 31 日に同年 5 月分及び 6 月分を納付しているにもかかわらず、同年 4 月分が未納となっているのは不自然である。

さらに、昭和 38 年 7 月 31 日時点で申立期間が未納であったとしても、A 町（当時（申立人の当時の居住地））が社会保険事務所に検認報告を行うまでに未納を発見し納付の督促を行っていたものと考えられ、申立人が申立期間の 1 か月だけを未納のままにしておくことは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

岐阜国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年8月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年8月から平成2年3月まで
昭和61年8月16日に、夫と同時に国民年金に加入し保険料を納めている。
夫に未納期間が無いのに、私だけ未納期間があることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫の退職を契機に夫と共に国民年金に加入し、平成7年に口座振替納付となるまでは、毎月、最寄りの金融機関で夫の分と併せて納付していたと主張している。申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で払い出されている上、納付年月日が確認できる平成2年4月から19年8月までの期間については、夫婦が同一日に納付していることが確認でき、基本的に夫婦一緒に納付していたものと認められ、申立期間について夫の保険料は納付済みとなっている。

また、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人及びその夫の納付記録の一部について、市役所と社会保険庁の記録に不整合があり、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年12月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から46年3月まで
20歳の国民年金加入時から、母親が私の保険料を納付していたはずであり、現年度保険料については、町の自治会の持ち回りで集金されていた。申立期間の保険料が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は4か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする母親の国民年金保険料は、申立人の申立期間を含む国民年金加入期間のすべてについて納付されており、このように納付意識の高い母親が、あえて申立人の申立期間のみ納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた町には納付組織が実在し、集金人による集金が行われていたことが確認でき、申立内容と一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

三重国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで
昭和 55 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を口座振替で納めていた。申立期間のみ未納とされていることには納得できない。
当時の預金通帳の履歴を A 銀行 B 支店で記入してもらったので、添付する。

第3 委員会の判断の理由

未納とされている期間は 3 か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の妻も国民年金加入期間は、国民年金保険料をすべて納付していることから、申立人及びその妻は納付意識が高かったと考えられる。

また、申立人は、申立期間前における国民年金保険料の納付日を確認できるすべての期間について、納付期限内に納付している。

さらに、申立人が居住していた C 町では、申立期間当時、既に口座振替による納付が開始されていたことが確認でき、かつ、国民年金保険料をその妻の分とともに口座振替していたと主張する預金口座の履歴から、申立内容のとおり、申立人及びその妻の国民年金保険料が当該預金口座から振替されていたことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年10月から53年3月まで

社会保険庁の記録では、昭和52年10月から53年3月までの国民年金保険料が、妻共々未納となっている。しかし、当時私は、実家の商売を手伝っており、経理を担当していた母親が、種々の支払と併せて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずであり、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和38年4月以降、申立期間を除く国民年金加入期間においては、その母親が国民年金保険料を支払っていたと主張する47年から55年までの分を含めて、すべて国民年金保険料を現年度納付している。

また、申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたとされるその母親は、自身が強制加入となった昭和36年4月から60歳に到達する46年10月まで国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったものと推認される。

さらに、申立人の年金記録について、昭和45年度の6か月分が当初未納とされていたが、被保険者台帳記録に基づき、納付済みに訂正された経緯がある。加えて、同様の申立てを行っている申立人の妻の国民年金記録についても、被保険者台帳記録の強制加入年月日に誤りがあり、その納付実績を踏まえた修正がオンライン化の際に行われた痕跡がある。このように、申立人夫妻に係る納付記録の管理には事務手続上の瑕疵が多く、申立期間についても同様に瑕疵があったことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月まで
社会保険庁の記録では、昭和 52 年 10 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料が夫共々未納となっている。しかし、当時は、夫が実家の商売を手伝っており、経理を担当していた義母が、種々の支払と併せて夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずであり、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年 1 月以降、申立期間を除く国民年金加入期間においては、その義母が国民年金保険料を支払っていたとする 47 年から 55 年までの分を含めて、すべて国民年金保険料を現年度納付している。

また、申立期間について、申立人の国民年金保険料を納付していたとされるその義母は、自身が強制加入となった昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達する 46 年 10 月まで国民年金保険料を完納しており、納付意識は高かったものと推認される。

さらに、申立人の国民年金記録について、被保険者台帳記録の強制加入年月日に誤りがあり、その納付実績を踏まえた修正がオンライン化の際に行われた痕跡がある。

加えて、同様の申立てを行っている夫の国民年金記録についても、未納とされていた昭和 45 年度の 6 か月分について、被保険者台帳記録に基づき、社会保険庁のオンライン記録の訂正が行われている。このように、申立人夫妻に係る納付記録の管理には事務手続上の瑕疵が多く、申立期間についても同様に瑕疵があったことが推認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

大阪国民年金 事案9

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年2月及び同年3月
公的年金への加入を継続するため、昭和50年2月に会社を辞めてすぐに国民年金の加入手続をしたにもかかわらず、2か月分の保険料が未納になっていることは考えられない。
夫婦でいつも一緒に国民年金を納めてきたが、私の分だけ未納であるということに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の年金手続状況についてみると、厚生年金保険の資格喪失日は昭和50年2月17日であるが、国民年金の加入手続は、その後間もない同年3月10日に行われている。

また、申立人は、その妻が国民年金の加入手続や保険料納付を、夫婦二人分について行っていたと主張しているが、国民年金保険料の納付日が確認できる申立期間直後の昭和50年4月から52年4月までは夫婦が同一日に国民年金保険料を納付していることが確認でき、また、申立期間については申立人の妻の国民年金保険料は納付済みとなっている。

さらに、申立期間は2か月と短期間であり、昭和50年3月に厚生年金保険からの切替えを行っていたながら、あえて50年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

京都国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月まで

私たち夫婦は、昭和 52 年 8 月から 55 年 8 月まで A 市 B 地区に居住していた。同地区では、当時、地元の自治会が国民年金保険料を集金していた。私の国民年金保険料は、妻が自身の分と併せて、毎月末に集金人宅まで出向き、納めていた。

ところが記録を見ると、妻は国民年金加入期間のすべてが納付済みとなっているのに、私については、昭和 53 年 8 月から 54 年 3 月までの保険料が未納となっている。自治会が集金することでもあり、毎回きちんと国民年金保険料を納めていた。私だけが未納にすることはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の妻についても、国民年金に加入して以降、国民年金保険料を完納しており、申立人及びその妻は、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立人は、地元の自治会が国民年金保険料を集金していたと申し立てているが、申立期間当時、申立人夫婦が居住していた A 市 B 地区では、地元の自治会が国民年金保険料を集金していたことが確認でき、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、申立人は、昭和 54 年 7 月及び 55 年 10 月に、厚生年金保険加入期間について、国民年金保険料を過誤納付していたとして、国民年金

保険料の還付を受けているが、当時の社会保険庁の取扱いでは、国民年金保険料の還付をする場合、未納保険料があれば、還付金をその保険料に充当することとされていたことから、当時、社会保険庁の記録上も、申立期間については、納付済みとされていたものと考えられる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から同年 12 月まで

社会保険事務所に年金記録を照会したところ、平成 19 年 7 月に、申立期間について納付の事実が確認できなかったとの回答があった。

当時、集金人に国民年金への加入を勧められたので、夫婦一緒に加入した。国民年金手帳を見ると、妻が初めて被保険者となった日は昭和 54 年 4 月 1 日とされているが、私は昭和 55 年 1 月 1 日となっている。当時の保険料額などの記憶はないが、毎月集金人が来て、夫婦一緒に支払っていたはずであり、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立人の妻についても、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人及びその妻は、連番で国民年金手帳記号番号が払い出されており、昭和 55 年 1 月以降についてはすべて同一日に国民年金保険料を納付していることが確認できることから、基本的に夫婦一緒に納付していたものと考えられ、申立期間について夫のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人の資格取得日は、本来、申立人が厚生年金保険の資格喪失をした昭和 46 年 7 月 1 日とされるべきものと考えられるが、55 年 1 月 1 日となっており、不適切な事務処理が行われたことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

兵庫国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名： 女
基礎年金番号：
生 年 月 日： 昭和 25 年生
住 所：

2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 46 年 9 月から 47 年 3 月まで

私は、以前、国民年金保険料の未納とされていた期間について、訂正されたことがある。

平成 18 年 10 月に国民年金保険料納付記録について照会したところ、昭和 46 年 9 月から同 47 年 3 月の期間が未納であるとの回答であった。

今回、未納とされている期間についても、何らかのミスがあったのではないかと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への種別変更手続を 7 回行っているが、手続はいずれも適正に行われており、申立期間を除き未納期間は存在せず、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、A 市では、昭和 47 年から 48 年まで、窓口で国民年金の新規加入手続が行われた際、過年度の未納期間がある場合には、過年度分の納付書を発行していたとしているが、申立人は、加入手続が行われた 48 年 3 月 1 日に、現年度の保険料を、一括で納付していることから、過年度納付が可能であったにもかかわらず、申立期間が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

奈良国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで

私は、国民年金保険料を昭和 47 年 6 月分から支払い始め、61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまで滞納することなくすべて支払ってきたが、ほかの期間はすべて納付済みとなっているのに、50 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月だけが未納となっているのはおかしい。

私は、昭和 49 年度からは、国民年金保険料を、最寄りの銀行で市役所発行の納付書により支払っており、未納となっているこの 3 か月の保険料についても、50 年 3 月ごろ、最寄りの銀行で納付したはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 47 年 6 月 30 日に国民年金に任意加入してから、61 年 4 月に第 3 号被保険者になるまでの国民年金加入期間について、申立期間を除き未納期間は無い。

また、申立人の国民年金手帳を見ると、昭和 47 年度及び 48 年度については、3 か月ごとに検認印が押印され、検認日は各 3 か月の最終月又はその翌月となっており、申立人は遅滞なく国民年金保険料を納期限内に納付していることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和 50 年度から 52 年度までの期間、54 年度及び 55 年度の分の国民年金保険料の領収書を保存しており、これらの領収日を見ると、当該 5 年度分の国民年金保険料は各年度の 4 月中にすべて前納されており、申立人の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがえるとともに、50 年度分の保険料の領収日は 50 年 4 月 26 日となっており、申立期間の 50 年 1 月から同年 3 月までの保険料を納付せずに、50 年度分の保険料を 50 年 4 月 26

日に前納したとは考えにくい。

加えて、社会保険事務所に保存されている申立人の特殊台帳には、昭和 49 年度について、「未カード済」（翌年度に未納者カードを作成し、未納分の保険料の納付の催告を行ったことを示すもの）のゴム印は押印されていない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年9月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年9月から43年3月まで

結婚してから昭和45年ごろまで、同居していた義父が、私たち夫婦と義母の国民年金保険料を併せて集金人に支払っていた。その状況を私は確認しており、義父不在時には私が義父から国民年金保険料を預かって支払ったことを記憶している。これらのことから、私の国民年金保険料が納められていることは確かなので、社会保険庁の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年3月以降、申立期間の7か月を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は申立期間当時、義父母と同居をしており、義父が申立人、申立人の夫及び義母の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の夫及び義母は申立期間について納付済みとなっている。

さらに、申立期間について、申立人の家は経済的に余裕があったとことがうかがわれ、生活状況に大きな変化も認められないことから、申立期間についても、義父が申立人の国民年金保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年4月から48年3月まで
昭和46年8月に会社を退職し、役場へ国民年金の加入手続に行った。窓口で、年金をもらうまでまだ長期間あり、今は年度途中なので、来年度に手続に来るよう指示を受けた。そのため、47年4月に手続をし、同月から毎月役場窓口で保険料を納付した。それにもかかわらず社会保険庁の記録で47年4月から48年3月までの保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、現在まで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失後、国民年金の手続の際に、「年度途中なので、来年度に手続に来るように」と指示を受けたと主張しているが、申立人の昭和46年8月から47年3月までの保険料が未納となっていること、47年11月に国民年金手帳記号番号が払い出されていることなどから、申立人の主張に不自然さはみられない。

さらに、申立人の国民年金手帳の発行日が昭和47年11月4日であることから、国民年金加入手続を行っているにもかかわらず、現年度である申立期間の保険料を納付していなかったと考えるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

和歌山国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から37年3月まで

年金制度発足当初の昭和36年4月から、集落の婦人会の活動の一環として、夫婦で徹底して国民年金保険料の納付に努めてきた。婦人会の役員が、52軒の集落の国民年金保険料をすべて集金し、役場に納める事で、補助金を受給していた。田舎の集落では、国民年金保険料を納めず、まして嫁である妻だけが、納付するという事は、あり得ないことであり、恥ずかしくてできないことである。このため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、掛金が満額に到達した平成4年4月までの国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、昭和46年以降は、付加保険料も納付しており、納付意識が高かったものと考えられる。

また、申立期間当時、地区の婦人会により、国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できるとともに、申立期間当時、集金に携わっていた婦人会の役員から、申立人及びその妻の国民年金保険料は、間違いなく納付されていたとの証言を得ており、妻だけが納付するという事はあり得ないという申立内容と合致する。

さらに、申立人と一緒に納付していた申立人の妻も、申立期間を含め、掛金が満額に到達するまで国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の申立期間のみが未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から54年3月まで

昭和53年5月に結婚をし、それを機に将来の事を考え、昭和55年2月ごろに市役所で国民年金加入手続を行った。その時、20歳までさかのぼって納付ができる特例納付の説明を受けたので、納付することにし、銀行から35万から40万円ほど出金して納付した。46年7月から54年3月までが未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が納付したと主張する時期は、第3回の特例納付が実施されていた時期であり、納付したと主張する金額も特例納付により納付した金額と過年度の納付金額との合計額にほぼ一致する上、国民年金保険料を引き出して納付したと申立人が主張する銀行の同時期の出入金記録を見ると、申立内容の特例納付金額を上回る出金記録が確認できる。

さらに、申立人が国民年金に加入し、特例納付を行ったのは、申立人の妻から勧められたためと主張しているが、その妻は国民年金保険料をすべて納付しており、申立人の主張に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月まで
私は、国民年金保険料を自分の将来のためと国民の義務として欠かさず納付してきた。しかし、平成 9 年 4 月に突然、昭和 62 年 4 月から 63 年 3 月までの 12 か月間の保険料の追納を促す文書が届き、当該期間は免除期間とされていたことが分かった。

当時、経済状況は良好であり、免除手続を行った記憶は無く、保険料を毎月又は前納で納付していたので、免除とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 7 月に国民年金被保険者資格を取得し、以後、申立期間を除き、保険料はすべて納付済みとされている。

また、納付年月日が確認できる昭和 60 年度以降、保険料はすべて納付期限内に納付され、平成 9 年度以降は前納されていることから、申立人の納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、昭和 60 年から 63 年までの 3 年間、年間 100 万円程度の貯蓄型の生命保険料を支払っていたとしており、その満期保険金で年間 60 万円の年金が支給される簡易生命保険に加入していたことが確認できることなどから、申立期間における申立人の経済状況は良好であったと認められ、申立期間のみが免除となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の平成 10 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 3 月

平成 10 年 3 月に 20 歳になった後、市役所から年金手帳及び同 3 月の保険料納付書が送られてきた。同年 4 月に就職しており、なぜ 3 月の保険料を納めなければならないのか納得できなかつたが、市役所に行き説明を受け、同年 6 月ごろに、母が市役所で同年 3 月の保険料を納付した。

母は、保険料が 12,800 円か 13,800 円であったとしており、また、領収書の様式や納付場所等も詳細に記憶しており、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について、保険料をすべて納付しており、未納とされている期間は、申立期間のみであり、かつ、1 か月と短期間である。また、申立人は、申立期間以降、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回行っているが、いずれも適正に手続を行っている。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料の納付場所、納付方法等の申立内容は詳細かつ具体的であり、納付したとする金額についても当時の保険料額と一致している。

加えて、当時、市役所では、20 歳に達した者について職権適用し、年金手帳及び納付書を送付していたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から同年3月まで
昭和48年12月に国民年金に任意加入し、保険料を納付してきたが、社会保険庁の記録では、49年1月から同年3月までの期間が未納となっていた。申立期間に係る保険料は義妹に頼み納付してもらっており、同期間のみ納付していなかったとは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人の夫は、厚生年金保険加入者であり、申立人は、昭和48年12月に任意加入し、61年4月1日の第3号被保険者に該当するまでの任意加入期間は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、納付した期間のほとんどを前納により納付しており、申立人の納付意識は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

当時、妻と共に木工所を営んでいたが、国民年金制度が発足した昭和36年4月に、夫婦一緒に国民年金へ加入し、以後、50年12月に厚生年金に加入するまで国民年金保険料を納付していた。

社会保険庁の記録で、昭和49年4月から50年3月までの期間が未納とされていることは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、妻と共に木工所を営んでいたが、国民年金制度が発足した昭和36年4月に、夫婦一緒に国民年金へ加入しており、以後、申立期間を除けば、50年12月に当該木工所が厚生年金適用事業所になるまでの国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

また、申立人の妻の申立期間の国民年金保険料は納付済みであるとともに、申立人及びその妻の国民年金保険料の納付年月日は、納付日が確認できる昭和37年度から41年度までの期間については夫婦とも同一で、3か月分を除き納付期限内に納付しており、国民年金保険料納付の意識は高かったものと思われる。

さらに、申立人及びその妻の当時の経済状況は良好であったと認められ、申立期間の1年分が未納とされ、その前後の期間が納付済みとされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間のうち、昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から47年3月まで
② 昭和59年10月から同年12月まで

妻が、昭和47年6月ころ、市役所出張所に国民年金加入の相談に行き、年金を受給できるよう、35歳時点の昭和42年4月から夫婦で加入した。その際、夫婦それぞれの未納保険料を計算してもらい、渡された納付書を持って銀行で納付した。当時、市役所出張所の担当者から、「これでご主人も年金を受給できますよ」と言われ安堵した記憶がある。社会保険庁の記録では、昭和42年4月から47年3月までの期間について妻の国民年金保険料は納付済みとなっているのに、私の申立期間だけが未納となっていることは納得できない。

また、昭和59年当時は夫婦とも口座振替により保険料を納付しており、未納であるはずがない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、その妻が国民年金の加入手続、保険料の納付を行っているとしており、申立期間前後の加入手続、保険料の納付場所、納付方法等についての申立人の妻の記憶は具体的で不合理な点はみられない。

申立期間①の前後の昭和42年度から52年度までの夫婦の保険料の納付年月日はすべて同一であり、加入手続をした当時の申立人夫婦の経済状況に問題は無く、申立人の申立期間のみが未納とされていることは不自然である。また、申立期間を除く申立人の国民年金保険料は、一部（3か月）を除き、すべて納付されている。

さらに、申立人は、昭和 42 年度から 44 年度までの国民年金保険料を特例納付により納付しているが、本来保存されるべき申立人の特殊台帳が保存されていないなど、事務処理の誤りが認められる。

- 2 申立期間②については、申立人の妻名義の銀行口座から口座振替で保険料を納付している時期であるが、申立期間②については申立人の妻も未納となっており、銀行の記録でも振替されていないことが確認できる。

また、申立人の記憶も曖昧^{あいまい}で、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間②について、保険料の納付が行われたとは認め難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山口国民年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月及び同年12月

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。

国民年金保険料の納付は妻に任せており、妻が毎月、二人分の保険料を納付していたが、妻の保険料は未納となっていない。

夫婦一緒に年金保険料を納付していたのに、私のみが未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間である279か月の国民年金保険料をすべて納付している。

また、昭和36年4月以降、申立人に代わり国民年金保険料を納付していたと申立人が主張するその妻については、未納とされる期間が無く、申立期間に係る申立人の国民年金保険料だけが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山口国民年金 事案 6

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月及び同年 12 月

昭和 59 年当時は、町内の婦人会か自治会の集金人が国民年金保険料の集金に来ており、その都度支払っていた。申立期間の前後の期間はすべて納付済みとなっているので、申立期間の 2 か月が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人及びその夫は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

また、申立人が居住していた地域では、昭和 36 年 4 月から納付組織（婦人会）による国民年金保険料の集金が開始されていることが確認でき、申立期間当時においても集金による保険料の納付が行われていたと考えられる。

さらに、申立人は 60 歳以後も国民年金に任意加入しており、保険料を納付する意欲は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山口国民年金 事案 7

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 11 月及び同年 12 月

昭和 59 年当時は、町内の婦人会か自治会の集金人が国民年金保険料の集金に来ており、その都度支払っていた。申立期間の前後の期間はすべて納付済みとなっているので、申立期間の 2 か月が未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人及びその妻は、申立期間を除く国民年金加入期間について国民年金保険料をすべて納付していることから、申立期間のみ未納とされていることは不自然である。

また、申立人が居住していた地域では、昭和 36 年 4 月から納付組織（婦人会）による国民年金保険料の集金が開始されていることが確認でき、申立期間当時においても集金による保険料の納付が行われていたと考えられる。

さらに、申立人は 60 歳以後も国民年金に任意加入しており、保険料を納付する意欲は高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

山口国民年金 事案 8

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 2 月及び同年 3 月

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。

申立期間については、夫婦二人分の保険料を一緒に納付していたが、夫の分は納付済みとなっている。また、「国民年金印紙代金預かりカード」に集金人の押印があり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和 44 年度の国民年金印紙代金預かりカードをみると、申立期間については、夫婦ともに集金人の押印がある。

また、申立人及びその夫については、申立期間後の国民年金加入期間についても国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、A市では、「集金の際は集金担当者が私印を押印していたので、台帳には納付記録が無いが、納付されていると判断する」と回答している。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の①昭和 37 年 3 月及び②44 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月
② 昭和 44 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について、納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。未納とされていることには納得ができない。

なお、①昭和 37 年 3 月の保険料は、E 県 K 町で国民年金加入した後であり、毎回集金人が自宅に集金に来ていたのに未納となっている。

また、②昭和 44 年 1 月から同年 3 月までは O 市 H 区に住んでいて、毎回集金人が自宅に集金に来ていた。申立ての前後の期間は納付済みとなっているのに、申立期間のみ未納となっているのは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 38 年 10 月において、過年度納付が可能であったにもかかわらず、37 年 3 月から 38 年 3 月までの 13 か月の保険料のうち、37 年 4 月から 38 年 3 月までの 12 か月の国民年金保険料が納付され申立期間①の 1 か月のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間②は、昭和 44 年 1 月から同年 3 月までの 3 か月と短期間であり、前後の期間はすべて納付済みとなっている。さらに、申立人は、当該期間と同一年度である 43 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料領収証書を所持しているが、市で収納されるはずの現年度分の保険料が社会保険事務所発行の納付書により納付されていたり、領収証書の国民年金手帳記号番号の記載に誤りが見受けられるなど、不適切な事務処理があったことが散見され、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

加えて、申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しているとともに、その夫が厚生年金保険加入中であつたため国民年金に任意加入するなど、申立人の納付意識は高かつたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の①昭和 60 年 3 月及び②60 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 3 月
② 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料が未納であるとの回答があったが、銀行等で納付していた記憶があるので、未納ではないと考えている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、国民年金への任意加入と同時に付加保険料の納付も開始していることから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人の住所、その夫の職業等に変更は無く、収入も安定していたものと認められることから、申立期間の国民年金保険料のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を、付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 49 年 4 月から同年 12 月まで

国民年金保険料納付記録の照会を行ったところ、「昭和 45 年 1 月から同年 3 月までの期間及び昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの期間については未納である。」との回答を受けたが納得できない。

当時、保険料は夫婦で一緒に納付しており、銀行に納付書で納付していたと思う。

詳細には記憶していないが、間違いなく納付していると思う。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和 45 年 1 月から同年 3 月までは、申立人は、国民年金保険料の納付について、納付金額等を記憶していないことに加え、当該期間の保険料を納付書で納付していたと申し立てているが、当該市で納付書による納付が可能となったのは、47 年以降であることなど、申立内容には不合理な点がある。

また、申立人は、夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人の夫についても、当該期間は未納となっている。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

2 申立期間のうち、②昭和 49 年 4 月から同年 12 月までは、申立人は、夫婦の国民年金保険料の支払手続きを申立人が行い、夫婦一緒に納付していたと主張しているが、当該期間直後の 50 年 1 月から 51 年 3 月までについ

て、夫婦で同時期に追納を行っていることが確認でき、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと考えられることから、当該期間について、申立人の国民年金保険料のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、当該期間直後の昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの申請免除期間の保険料について、2 年後に追納しているが、先に経過した期間の保険料から納付処理すべきにもかかわらず、後に経過した期間の保険料を納付処理しているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、当該期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 10 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 10 月から 39 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間について、「納付事実が確認できなかった」との回答を受けたが納得できない。

私は、申立期間当時、家業の理髪店を手伝っており、自宅に近所の人が母親の国民年金保険料を集金に来ていた。

父親は民生委員をしていたこともあり、私の国民年金加入手続を行うとともに、母親及び姉の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付してくれていたものと思うが、当該保険料の領収書を貼付していた国民年金手帳は^{ちようぶ}廃棄して、現在は保有していない。

婚姻時に、町役場から、妻が国民年金保険料（2 年分）を滞納している旨の指摘を受け、未納分は納付したが、その際、私には、保険料未納の指摘がなかった。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年から平成 16 年まで 40 年間、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の母親及び姉についても、申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、申立人の父親は、申立人と同様に姉についても、国民年金保険料の納付を行っていたとされており、姉の国民年金保険料を納付しているにもかかわらず、申立人の国民年金保険料を納付していなかったとするのは不自然であり、父親が、申立人に係る国民年金加入手続を行った後、申立期間については過年度納付が可能だったため、国民年金保険料を過年度納付したものと推測される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

香川国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月から 37 年 9 月まで
② 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金保険料納付記録について、平成 19 年 8 月 13 日付けで、次のとおり回答をもらった。

① 昭和 36 年 7 月から 37 年 9 月まで国民年金未加入

② 昭和 38 年 1 月から同年 3 月まで国民年金保険料未納

しかし、私が 20 歳前後の時に、父親が「国民年金制度ができるから、年金を払っておく。」と言った記憶があり、私が結婚するまで親が納付していた。

平成 9 年 1 月 21 日、社会保険事務所へ厚生年金保険に何か月加入しているか相談に行ったが、その時に女性職員が「古い領収証付国民年金手帳は廃棄してもよいです。」と言われたので、当時の国民年金手帳は捨ててしまった。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、①昭和 36 年 7 月から 37 年 9 月までの期間については、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 39 年 6 月においては、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的

に判断すると、申立人が当該申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

- 2 一方、申立期間のうち、②昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 39 年 6 月において、38 年 1 月から 39 年 3 月までの期間のうち、38 年 4 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、同様に過年度納付することが可能であったにもかかわらず、申立期間の 3 か月のみが未納とされているのは不自然である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案20

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年10月までの期間及び49年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年4月から同年10月まで
② 昭和49年1月から同年3月まで

私は、昭和48年4月10日に結婚式を挙げ、同月下旬に婚姻届を提出するため町役場に出向いた際に、併せて国民年金の加入手続を行った。

その後、地元婦人会役員による集金に対し、私を含む家族4人(夫、義父及び義母)のいずれかが、全員(4人)分の国民年金保険料を納付していた。

申立期間について、私の分だけ未加入及び未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間(約33年間)において、申立期間を除けば、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、婚姻届を提出した際、併せて国民年金の加入手続を行ったとしており、国民年金の加入時期を明確に記憶しているとともに、町の被保険者名簿では、申立人は任意加入被保険者と記載されているが、申立人の夫が強制適用被保険者であることから、申立人も本来強制適用被保険者として適用すべきであり、資格取得に係る事務処理に不合理な点が認められる。

さらに、申立人の夫、義父及び義母は、いずれも申立期間を含む国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

徳島国民年金 事案21

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から45年12月までは、国民年金保険料の法定免除期間であると認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から45年12月まで

昭和42年10月、A市内の病院で長男が生まれたが、当時、生活が苦しく医療保険も無かったため、役場と福祉事務所に相談したところ、翌月の42年11月から生活保護を受給できるようになり、57年4月まで受給した。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和46年1月から57年4月までの期間は法定免除期間とされているものの、申立期間については、未納とされている。

未納とされている申立期間を法定免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る社会保険庁の記録によると、昭和46年1月から57年4月までの期間は法定免除期間とされており、57年4月まで生活保護を受給していたとする申立人の主張と合致しており、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

また、A市への照会結果では、「ケース番号登載簿」と称する資料において、申立人の生活保護受給開始日が昭和42年11月15日と記載されていることが確認できるほか、申立人が、42年11月から45年12月までの期間についても、生活保護法に基づく生活扶助を受けていたことが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人の申立期間は、国民年金保険料の法定免除期間であったものと認められる。

徳島国民年金 事案22

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで

昭和45年ごろから47年ごろまで、パート勤務していた店にT市の集金人が国民年金保険料の集金に来ており、過去にさかのぼって未納の保険料を納付することができるとの説明と集金人の加入勧奨を受けたため、数回に分けて国民年金保険料を納めた。

納付総額についての明確な記憶は残っていないが、国民年金手帳に添付されていた領収書一枚に5万数千円と記載されていたのを覚えており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人が氏名を記憶していた集金人については、少なくとも昭和47年4月以降は、申立人が居住していた地区の集金を担当していたことが確認できるとともに、申立人がパート勤務していた店の関係者から、「申立人が国民年金に加入し、過去にさかのぼって未納の保険料を集金人に納めたということを本人から聞いたことがある。」との証言が得られており、申立人の保険料納付に関する主張は、基本的に信用できる。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付したと主張する時期は、第1回の特例納付が実施されていた時期とおおむね一致しており、申立人が記憶している領収書に記載されていた金額についても、申立期間の国民年金保険料を納付した場合の金額とほぼ一致しており、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

愛媛国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 9 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月から 56 年 12 月まで

昭和 53 年 9 月に会社を退職した後、時期は不明であるが、妻が市役所支所で国民年金の加入手続を行い、その後、自宅を訪問した集金人に、妻の分と併せて国民年金保険料を納付していた。母から、国民年金は大切だと聞いていたので、未納となっていることはあり得ない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻については、昭和 53 年 9 月 1 日付けで国民年金の任意加入から強制加入に変更されている上、申立期間当時、申立人が居住する市では、申立人の記憶する集金組織及び集金人が国民年金保険料を集金していたことが確認できる。また、申立期間を含む 50 年 5 月以降の妻の国民年金保険料はすべて納付されており、「昭和 53 年 9 月に会社を退職した後、国民年金に加入し、集金人に妻の分と併せて保険料を納付していた。」とする申立内容は、基本的に信用できる。

さらに、申立人は、平成 2 年度から 4 年度までの国民年金保険料を前納しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

佐賀国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 2 月及び同年 3 月

申立期間当時、子供が幼かったことから、夫が私の国民年金保険料を納付通知書により納付していた。

納付通知書の昭和 52 年度第 6 期 (53 年 2 月、3 月分) の領収欄に領収印が押捺されていないのは、別の納付書で納付したのではないかと思う。2 か月のみ未納にしておくはずがない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は 2 か月と短期間である。

また、昭和 48 年 2 月に任意加入してから 54 年度まで (納付日を確認できない 3 期分を除く。) の国民年金保険料は、おおむね納付期限内に納付されるとともに、61 年 4 月に第 3 号被保険者となって以降、被保険者種別変更手続を 3 回行っているが、いずれも適切に手続を行っており、申立期間を除き、未納期間は存在しないことから、申立人の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、昭和 47 年度から 54 年度 (48 年度を除く。) までの「納付通知書及び領収書」を保管しており、このうち、①53 年度第 2 期 (昭和 53 年 6 月から 7 月までの分) については、申立期間と同様に納付通知書に領収印が押捺されていないが、別途発行された納付書に領収印が押捺されていること、②49 年度第 4 期 (昭和 50 年 1 月から 3 月までの分) 及び 54 年度第 6 期 (昭和 55 年 2 月から 3 月までの分) については、申立期間と同様に納付通知書に領収印が押捺されていないが、社会保険庁の記録では納付済みとなっており、別途発行された納付書で納付したものと推測されることから、申立期間についても別の納付書で納付した可能性が高いと思われる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月から 41 年 3 月まで
昭和 37 年 1 月から 41 年 12 月までの期間の国民年金保険料を一括納付したにもかかわらず、社会保険庁の記録では、申立期間における国民年金保険料が未納とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、特例納付は、先に経過した月の分から順次行うことになっているが、申立人に係る社会保険庁の記録では、申立期間の前後の国民年金加入期間について、国民年金保険料を特例納付していることとなっており、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人は、当時、近くに住む町役場職員に国民年金保険料の納付を依頼したと申し立てているが、その職員から、「申立人の国民年金保険料を郵便局で納付した後、受け取った領収書を、先に手渡していた仮領収書と引き替えに申立人に手渡した」との詳細な証言が得られており、申立人の主張は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から同年 12 月まで

私は、昭和 59 年 3 月に会社を退職後、国民年金の加入手続を行い、夫と共に自治会を通じて保険料を納付していた。59 年 3 月から同年 6 月までの 4 か月分だけ納付して、申立期間のみ未納とすることはあり得ない。夫の保険料は納付済みとなっているが、自分の分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達する前月までの国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続を複数回行っているが、いずれも適正に手続を行っており、申立期間を除き、未納期間は存在しない。

さらに、申立人の夫は、昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達する前月まで、国民年金保険料をすべて納付している上、申立人が厚生年金保険に加入している期間は、国民年金に任意加入しているなど、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられ、申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

長崎国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から同年 7 月まで
申立期間当時は、町内の納税組合が国民年金保険料も集金していた。
私は、現年度分の国民年金保険料を納付しており、金額は覚えていないが、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳到達時に国民年金に加入し、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人の国民年金保険料を集金していたと主張する、A 町の納税組合は申立期間当時実在し、国民年金保険料を集金していたことが確認できる。

さらに、申立人の妻は、申立期間に係る国民年金保険料を納付しており、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年3月までの期間及び39年10月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和37年1月から同年3月まで
②昭和37年4月から41年3月まで

昭和55年ごろ、地区の婦人会長をしており、集金した国民年金保険料を市役所の年金担当課に持って行った際、自分に未納期間が数年あると聞き、後日その分の保険料をまとめて支払った。金額は8万円ぐらいだったと記憶している。

年金をもらうようになってから金額が少ない気がして市役所の年金担当課に出向いて確認したところ、当時まとめて納めたはずの保険料が未納になっていることを知った。以前まとめて納めたはずなのに、未納となっていることに納得できない。

なお、昭和37年に入院した際、父が医療費の免除（生活保護の医療扶助）の申請をしてくれたことは記憶している。

第3 委員会の判断の理由

昭和55年当時、申立人が居住する地域において、婦人会による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認でき、当時の婦人会の構成員の一人から、申立人の助言により特例納付をしたとの証言が得られている。

申立期間のうち、昭和37年6月から39年9月までの期間については、申立人は生活保護受給者であったことが、市役所からの回答により確認できるものの、39年10月から41年3月までについては、申立人が法定免除を受けるような状況になかったと認められるとともに、特殊台帳において、法定免除の期間が「37年4

月から 39 年 9 月」から「37 年 4 月から 41 年 3 月」に 60 年 5 月に修正をされたと思われる不自然な記載があり、不適切な事務処理があったことがわかることから、37 年 4 月から 39 年 9 月までの期間のみが、法定免除の期間であったと考えられる。

一方、申立期間のうち、①昭和 37 年 1 月から同年 3 月までについては、申立人は、55 年ごろ、国民年金保険料をまとめて支払ったと主張しているが、当時は特例納付の実施時期であるとともに、申立人が支払ったとする約 8 万円は、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 37 年 10 月から 41 年 3 月までの法定免除となっていない期間の保険料額とほぼ一致する。

したがって、申立期間のうち、昭和 37 年 4 月から 39 年 9 月までの期間は、申立人が特例納付をした当時は法定免除期間として処理されており、特例納付を行うことができず、追納期限も経過していることから、保険料は納付できなかったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 39 年 10 月から 41 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで
社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることが分かった。
申立期間は、任意加入期間であったが、夫が役場の職員であり、夫の給与から私の国民年金保険料が天引きされており、きちんと納められていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間の3か月及び平成18年4月以降の申請免除期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、昭和47年11月17日に結婚した直後の同年12月1日に国民年金に任意加入しているが、任意加入する直前の期間についても未納は無く、同年7月に厚生年金保険適用事業所を退職した後の国民年金への加入手続と併せて、切替手続等を適切に行っていたことから、当時、国民年金制度への理解が深く、納付意識も高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間当時、その夫が勤務していた町役場で、夫の給与から妻の国民年金保険料の控除（給与天引き）が行われていたと申し立てているが、当該町役場に照会した結果、申立てのとおりであったことが確認でき、町役場で控除された国民年金保険料が申立期間の3か月だけ未納となっていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

沖縄国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年6月までの期間及び58年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正し、国民年金保険料を還付することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和58年4月から同年6月まで
② 昭和58年10月から59年3月まで
③ 昭和60年1月から同年6月まで

申立期間について、納付済みであることを申し出たが、領収書が無い
ため納付したことが認められなかった。そのため、納得はいかなかったが、平成
元年5月29日に再度保険料を納付した。二重納付になっているので還付し
てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、①昭和58年4月から同年6月までの期間及び②58年10
月から59年3月までの期間については、社会保険庁の記録において、昭和58
年度及び59年度の納付記録について、当初、全期間が免除申請と記録されて
いたものが、平成元年2月に一部期間について納付済みに訂正されたり、保
険料が還付された期間について、納付済みと訂正されるなど、不自然な取扱
いが行われたことが認められる。

また、申立人は、当該申立期間当時、月40万円程度の収入があり、免除申
請を行わなければならないような経済状況ではなかったと主張しているところ、
申立期間に近接する昭和59年4月から同年12月までは、申立人が所持
する預金通帳により、口座振替により3か月ごとに国民年金保険料を納付し
ていることが確認でき、申立人の主張を裏付けるものとなっている。

しかしながら、申立期間のうち、③昭和60年1月から同年6月までについ
ては、申立人は、当該申立期間直後の60年7月から平成元年3月までの国民

年金保険料を追納しているとともに、上記預金通帳においても、当該期間の保険料については、口座振替の記録が無い。さらに、申立人が当該申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、①昭和58年4月から同年6月までの期間及び②58年10月から59年3月までの期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

沖縄国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年1月までの期間及び3年4月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年1月まで
② 平成3年4月から同年10月まで

私は、昭和51年から自営業を営んでおり、市役所への物品販売に係る入札参加申請のため、税金や社会保険料の完納証明書を提出し、落札の上、市や学校に物品を納入した。また、市嘱託職員に国民年金保険料を納付した記憶もある。よって、申立期間のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時、申立人の居住していた市において、嘱託職員による国民年金保険料の集金が行われていたことが確認できるとともに、申立人は、嘱託職員の氏名を記憶しており、当該嘱託職員が実在していたことも確認できることから、申立人の主張は基本的に信用できる。

さらに、申立人は、昭和51年から平成17年まで、継続して自営業を営んでおり、申立期間当時、国民年金保険料を納付できないような経済状況ではなかったと申し立てているところ、市役所の入札参加に当たっては、国民年金保険料の完納証明書は含まれていないものの、申立てのとおり税金等の完納証明書の提出が義務付けられていたことが確認できるなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格喪失日に係る記録を昭和48年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、昭和47年1月から同年9月までは5万2,000円、同年10月から同年12月までは5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月1日から48年1月1日まで

社会保険事務所の厚生年金被保険者記録では、昭和47年1月1日資格喪失となっているが、退職したのは同年12月末であったはずである。雇用保険の被保険者資格取得届出確認照会回答書では、離職年月日は同年12月31日となっているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者資格取得届出確認照会回答書により、申立人が申立てに係る事業所に昭和47年12月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

そして、事業主からは、申立人は雇用保険の記録からみても、昭和47年12月31日まで正社員として勤務しており、また、雇用保険に加入させる場合には、厚生年金保険にも加入させるという当時の事業所の取扱いからみて、厚生年金保険料も控除していたと思われるとの回答があったことから、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所において、申立人と同時期に厚生年金保険の資格を取得した同僚の標準報酬月額から、昭和47年

1月から同年9月までは5万2,000円、同年10月から同年12月までは5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和50年11月6日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月6日から同年12月10日まで
社会保険庁の記録では、A社における厚生年金保険の加入期間は昭和50年12月10日に資格取得となっているが、給与明細書及び同年11月6日から勤務していることがわかる日記があるので、同年11月6日から厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び人事記録により、申立人が申立てに係る事業所に昭和50年11月6日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年12月の社会保険事務所の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 38

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月30日から同年10月1日まで

A社には、昭和62年9月30日まで在籍していたが、社会保険事務所の記録では9月29日までの在籍となっている。同社の給与明細を持っており、給与から保険料が天引きされている。被保険者期間が1月漏れているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に昭和62年9月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年8月の社会保険事務所の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書及び昭和62年8月から同年11月までの厚生年金保険料に係る納入告知書・領収証書を保存している。これらによれば、事業主は、社会保険事務所の記録どおり昭和62年9月30日を資格喪失日として届け出ているが、社会保険事務所は、当該届出の受付時（同年10月14日）には既に申立人分を含む同年9月の保険料の納入告知の手続きを行っていたことから、申立人に係る同月の保険料を減額することなく納入告知を行い、その結果、同月の保険料は事業主から社会保険事務所に納付されたものの、社会保険事務所は、申立人に係る当該保険料を同年10月の保険料の納入告知において事業主から納付される申立人以外の被保険者に係る保険料に充当したことが明らかである。したがって、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを履行していないと認められる。

厚生年金 事案 39

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月30日から同年10月1日まで

A社には、昭和62年9月30日まで在籍していたが、社会保険事務所の記録では9月29日までの在籍となっている。同じ日に退職し、社会保険事務所の記録も同じ同僚が同社の給与明細を残しており、保険料が天引きされている。被保険者期間が1月漏れているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の給与明細書により、申立人がA社に昭和62年9月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年8月の社会保険事務所の記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書及び昭和62年8月から同年11月までの厚生年金保険料に係る納入告知書・領収証書を保存している。これらによれば、事業主は、社会保険事務所の記録どおり昭和62年9月30日を資格喪失日として届け出ているが、社会保険事務所は、当該届出の受付時（同年10月14日）には既に申立人分を含む同年9月の保険料の納入告知の手続を行っていたことから、申立人に係る同月の保険料を減額することなく納入告知を行い、その結果、同月の保険料は事業主から社会保険事務所に納付されたものの、社会保険事務所は、申立人に係る当該保険料を同年10月の保険料の納入告知において事業主から納付される申立人以外の被保険者に係る保険料に充当したことが明らかである。したがって、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを履行していないと認められる。

厚生年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和62年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年9月30日から同年10月1日まで

A社には、昭和62年9月30日まで在籍していたが、社会保険事務所の記録では9月29日までの在籍となっている。同じ日に退職し、社会保険事務所の記録も同じ同僚が同社の給与明細を残しており、保険料が天引きされている。被保険者期間が1月漏れているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の給与明細書により、申立人がA社に昭和62年9月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和62年8月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書及び昭和62年8月から同年11月までの厚生年金保険料に係る納入告知書・領収証書を保存している。これらによれば、事業主は、社会保険事務所の記録どおり昭和62年9月30日を資格喪失日として届け出ているが、社会保険事務所は、当該届出の受付時（同年10月14日）には既に申立人分を含む同年9月の保険料の納入告知の手続を行っていたことから、申立人に係る同月の保険料を減額することなく納入告知を行い、その結果、同月の保険料は事業主から社会保険事務所に納付されたものの、社会保険事務所は、申立人に係る当該保険料を同年10月の保険料の納入告知において事業主から納付される申立人以外の被保険者に係る保険料に充当したことが明らかである。したがって、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを履行していないと認められる。

厚生年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和45年4月13日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月13日から同年4月13日まで

昭和45年4月13日にA社C支店に転勤したが、年金記録を確認したところ、同年3月13日に同社B支店において資格喪失、同年4月13日に同社C支店において資格取得となっている。入社以来継続して勤めているので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し(昭和45年4月13日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店に係る社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C製作所における資格取得日に係る記録を昭和45年4月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月16日から同年5月1日まで
社会保険庁の記録ではA社B製作所で昭和45年4月16日に資格喪失し、同社のC製作所で昭和45年5月1日に資格取得となっているが、厚生年金に継続して加入していることから、被保険者期間の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

人事発令、対象者異動履歴及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和45年4月16日に同社B製作所から同社C製作所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社C製作所における社会保険事務所の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

厚生年金 事案 43

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和61年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年7月31日から同年8月1日まで
昭和61年7月31日から同年8月1日までの期間について、空白期間があることが判明した。同じ会社内の転勤なので空白があるのはおかしい。被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和61年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（61年8月1日に同社B本社から同社C事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B本社における社会保険事務所の記録及び昭和61年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料を納付したか否かについては不明としているが、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和61年7月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年7月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 44

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和43年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月29日から同年3月1日まで
社会保険業務センターから郵送されてきた「年金加入期間のお知らせ」によれば、加入期間に空白があるが、人事異動による転勤をただけであることから、資格喪失年月日を3月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

退職者元簿、昭和43年度分給与台帳兼所得税源泉徴収簿及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（43年3月1日に同社B支店から本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における社会保険事務所の記録及び昭和43年度分給与台帳兼所得税源泉徴収簿から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったとしていることから、事業主が昭和43年2月29日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和37年3月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月5日から同年3月5日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、昭和37年2月5日喪失、同年3月5日取得となっており、1か月の空白期間が生じていた。

昭和27年4月1日に入社して以来、平成3年12月20日に退社するまで継続して勤務しており、このような空白期間は承服しかねる。保険料控除の事実が確認できる賃金計算書を添付するので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

賃金計算書及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。なお、事業主の申立てにより、昭和37年3月5日にA社C工場における使用関係が開始したと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社における社会保険事務所の記録及び賃金計算書から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしており、また、健康保険被保険者資格喪失届における資格喪失日が社会保険事務所の記録上の資格喪失日と同じ昭和37年2月5日であることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月分の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 46

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和42年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

厚生年金の加入記録について社会保険事務所で確認したところ、昭和42年3月31日でいったん資格喪失し、同年4月1日に再取得となっているが、退職ではなく、転勤であったので、資格喪失日を同年3月31日にしていることはおかしい。

現存の会社であり、当時の転勤の辞令簿の写しを提出するので、当該期間について被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の辞令簿の写し及び雇用保険の記録により、申立人がA社に継続して勤務し（昭和42年4月1日に同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B支店における社会保険事務所の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が保存していた、申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和42年3月31日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和42年3月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生年金 事案 47

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年3月から同年12月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、資格喪失日は、平成5年1月31日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については26万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月31日から5年5月1日まで

社会保険事務所の記録では、A社における厚生年金保険の資格喪失日が平成4年3月31日となっているが、実際に同社を退職したのは5年4月30日であり、資格喪失日は同年5月1日となるはずである。平成4年及び5年分の所得税の確定申告書の控えを提出するため、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人は、平成5年3月15日まで、当該事業所に勤務していたことが確認できる。また、申立人から提出された平成4年及び5年分の所得税の確定申告書の控えにより、申立人は、申立期間のうち、平成4年3月から同年12月までの厚生年金保険料を事業主により控除されていたものと認められる。

一方、申立人及び複数の同僚については、平成4年3月31日に資格を喪失した旨の処理が約1年後の5年3月1日に行われており、他の被保険者については、4年4月1日から5年2月28日までに資格を取得又は喪失した旨の処理が12回にわたり行われ、これら12回の処理が資格の得喪の日からいずれも2か月以内に行われていることが確認できることから、申立人の資格喪失に係る処理は、事業主による有効な届出に基づくものではなかったと認められる。

また、申立人及び複数の同僚については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成5年1月31日）の約1年後である6年1

月10日に、4年1月1日から5年1月16日までの間に標準報酬月額が減額された旨の処理が遡^{そきゅう}及して行われている。

このような資格の喪失処理及び標準報酬月額の減額処理を行う合理的理由は見当たらず、社会保険事務所において不合理な処理が行われたと認められる。

これらを総合的に判断すると、上記資格の喪失処理及び標準報酬月額の減額処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日である平成5年1月31日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記標準報酬月額の変更前の記録により、26万円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、平成5年1月から同年4月までの期間については、5年分の所得税の確定申告書の控えにより、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する平成5年3月21日に厚生年金保険被保険者資格を申立人が喪失していた旨の届出を社会保険事務所に行ったと認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年12月31日から5年3月21日まで
平成5年3月21日まで建築設計会社に勤務し、給与から厚生年金保険料も控除され、退職後は、直ちに市役所で国民年金の手続を行い、同日で加入手続は完了した。その後、市役所から厚生年金保険被保険者資格喪失日が訂正されていることを知らされたが、納得できない。再調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保存している給与明細書によれば、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

また、「雇用保険受給資格者証」及び企業年金連合会（当時は厚生年金基金連合会）が申立人に通知した「年金支給義務承継通知」によれば、申立人が、申立期間において当該事業所に在籍していたこと、及び厚生年金基金の加入員であったことが確認できる。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録は、当初、申立人の資格喪失日が平成5年3月21日と記録されていたが、同年7月7日付けで、これをさかのぼって取消された上、4年12月31日を資格喪失日とする処理がなされた記録が残されている。しかし、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらず、社会保険事務所において事実と反する処理が行われたことが認められる。

これらの事情のほか、申立人の当該事業所での地位その他の事情を総合的に判断すると、上記資格喪失に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、平成5年3月21日であったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事務所へ届け出たとおり、53万円であると認められる。

兵庫厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、かつ、事業主は、申立人が主張する昭和50年4月26日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額は20万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月26日から同年5月2日まで
被保険者期間照会を平成4年11月に行ったところ、社会保険庁の記録では、昭和50年4月26日に資格喪失、同年5月2日に資格取得となっており、被保険者期間が1か月分欠落している。

私は、同一会社に継続して勤務しており、同時期は支店間で転勤したのみで、申立期間以外にも同様に転勤に伴う資格の得喪が生じているが、適正に届出がなされているので、資格取得を50年4月26日と訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA銀行（現在は、B銀行）及びB銀行厚生年金基金において保管されていた厚生年金基金資格の喪失届及び取得届により、申立人が厚生年金基金加入員として昭和50年4月26日に資格喪失し、同日付けで資格取得したことが確認できる。

また、①B銀行からの回答によれば、当時、資格取得届は、複写式の届出様式であり、厚生年金基金に提出したものと同一内容のものを社会保険事務所に届出していたものと考えられること、及び②同社の社内記録において、申立人が昭和50年4月26日にC支店からD支店へ転勤したことが確認され、勤務の継続性が立証できることから、申立期間に係る保険料控除及び社会保険事務所への保険料納入が行われていたものとみられる。

さらに、雇用保険の加入記録によれば、雇用保険の被保険者期間は、昭和22年11月1日資格取得、62年11月30日離職となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間中も同一企業に継続し

て勤務しており、申立人が主張する昭和 50 年 4 月 26 日に厚生年金被保険者の資格喪失及び資格取得した旨の届出を、事業主が社会保険事務所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の同金額が 20 万円と同一であることから、20 万円とすることが妥当である。

宮城国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで

昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料は、妻が、私と妻の分を一緒に昭和50年12月22日に郵便局で納付した。妻の納付書には郵便局の領収印があるが、一緒に納付した私の納付書には、どうしてかわからないが郵便局の領収印が押されていない。二人分一緒に納付しているので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻の国民年金保険料と一緒に納付したとされる、申立人が所持する特例納付の納付書は、郵便局の領収印が無いものであり、さらに、金融機関の領収控及び社会保険庁への領収通知である領収済通知書と共に3部複写のまま所持している。

また、申立人には申立期間以外にも未納があり、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の妻が保険料免除期間の追納を行っている期間について、申立人は追納していない期間が見受けられ、申立人夫婦の保険料納付状況は必ずしも一致しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間、63 年 4 月から平成 4 年 3 月までの期間及び 8 年 4 月から 9 年 11 月まで期間の国民年金保険料については、免除申請をしていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 63 年 4 月から平成 4 年 3 月まで
③ 平成 8 年 4 月から 9 年 11 月まで

国民年金保険料の納付状況について照会したところ、申立期間について未納となっているとの回答をもらった。申立期間については免除申請をしたはずなので、免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保険料の免除申請をしたとする申立期間①及び②については、A 市及び社会保険事務所に免除申請をしていたことを示す記録等が無く、申立人から聴取しても、国民年金保険料免除申請書の提出に関する記憶が明確ではない。

また、申立期間③については、所得の申告が未申告であるとして A 市から返戻された平成 8 年度の国民年金保険料免除申請書（正本）、9 年度の国民年金保険料免除申請書（正本）及び市役所行き返信封筒を申立人はそのまま所持していることから、免除申請を行ったとは考え難く、ほかに免除申請を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立人には多くの未加入期間や未納期間が見受けられ、国民年金に対する意識が高かったとは認められない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請をしていたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から61年3月まで
社会保険事務所に照会したところ、昭和59年4月から61年3月まで、国民年金の任意加入の資格が喪失したとされ、保険料が未納となっていることが分かった。

任意加入の資格を喪失する手続をした記憶はなく、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、昭和59年4月29日に、任意加入被保険者の資格を喪失したことが記録されている。

また、申立期間当時、申立人はA市に在住しており、同市が保管する国民年金被保険者名簿にも、申立人は昭和59年4月28日に任意加入資格喪失の届出をし、翌29日に資格を喪失したことが記録されていることから、申立期間において任意加入被保険者でなかったことは否定できず、ほかに申立期間について国民年金に加入し、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮城国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から47年3月まで
昭和40年度から46年度までの国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

申立期間については、兄が個人経営する会社で働き、毎月給料から国民年金保険料を控除され、兄が私の保険料を市役所に納付していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入手続や保険料の納付についての状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和60年3月以降であり、申立期間については、62年8月に国民年金被保険者の資格記録が追加されていることが確認できるが、その時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間について申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情もない。

さらに、申立期間は7年と長期間である上、申立人には申立期間以外にも国民年金の未納期間が多く見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 10

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月から 54 年 3 月まで

申立期間については、昭和 53 年ごろに、妹から 10 万円を借りて国民年金保険料を納付した。未納となっていることに納得がいかない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、「昭和 53 年ごろに A 市役所から電話があり、『今ならさかのぼって入れるから、国民年金に加入するように』と言われ、申立人が国民年金保険料を納付した。」と主張しているが、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付した具体的な状況も不明である。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で 55 年 7 月に払い出されており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、国民年金保険料を納付するために申立人が 10 万円を借りたとされるその妹は、貸した時期については昭和 52 年から 57 年の間のいずれかと申し述べるなど、記憶が曖昧であるほか、申立期間に係る国民年金保険料を合計すると 3 万 2,760 円となり、申立人が納付したとする、10 万円とは齟齬がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岩手国民年金 事案 11

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から 59 年 9 月まで

申立期間については、妻が銀行窓口で国民年金保険料を納付していたので、未納では無いはずである。国民年金保険料納付の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入手続及び申立期間中の保険料納付については申立人の妻が行ったと主張しているが、申立人の妻は、国民年金加入手続を行った時期や手続方法並びに当時の保険料の金額、納付時期及び納付方法について具体的な記憶が無く、当時の状況を知る人もいないとしており、詳細が不明である。

また、申立人に係る国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 6 月 20 日に払い出されており、その時点では、申立期間のほとんどは国民年金保険料を納付することができない。

さらに、国民年金への加入対象となった昭和 58 年 4 月以降、住民票の異動が無いなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から39年3月まで

20歳の時にL市町村役場から納付書が送付されてきて、父が私の分の保険料も納付していた。

当時は、結婚前で実家（農家）の手伝いをしており、父が私の保険料も納付していたことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

L市町村の資料によれば、申立期間当時、申立人が居住する地区では、納税貯蓄組合による国民年金保険料の集金が行われており、申立人の世帯では、申立人の両親二人分のみの保険料の納付しか確認できない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年9月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、申立期間の前後の期間に係る国民年金保険料は納付済みとされており、申立期間の保険料についても私の父が金融機関で納付していたはずである。

また、私の妻は、申立期間に係る国民年金保険料が納付済みとされているにもかかわらず私だけが未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、父が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、①申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料が無いこと、②申立人自身は、保険料の納付に直接関与していないこと、及び③申立人の父も既に死亡しており、証言を得ることができないことから、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金保険料の納付状況を見ると、昭和50年12月17日に、特例納付により40年4月から48年3月までの保険料を納付しているとともに、48年10月から50年3月までの保険料を併せて納付していることが確認できるが、申立期間は、50年12月の時点では、特例納付ができない期間である上、時効により納付することができない期間である。

さらに、申立人の当時の妻の納付状況を見ると、昭和50年12月時点では、申立人と同様、申立期間は未納とされていたが、妻が申立人と離婚し、A市に住所を変更した54年1月22日に、特例納付により申立期間に係る保険料を納付していることが確認でき、申立期間に係る保険料の納付状況が申立人

とその妻とで異なっているにもかかわらず不自然ではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山形国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 3 月まで

社会保険事務所で納付記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

しかし、私は、病院を退院した昭和 36 年 3 月に、町内会の人から国民年金に加入する必要がある旨の説明を受けたことを記憶しており、その後は、同居していた私の母が町内会の人に国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母が国民年金保険料を納付していたはずと主張しているが、①申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料が無いこと、②申立人自身は、国民年金への加入手続及び保険料の納付に直接関与していないこと、及び③申立人の母も既に死亡しており、証言を得ることができないことから、国民年金への加入手続等が不明である。

また、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 11 月 12 日に払い出されていることが確認できるが、この時点では、申立期間の一部は、時効により納付できない期間であり、申立人が 20 歳となってから 40 年 3 月まで、住所の変更は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が所持している国民年金手帳を見ると、申立期間に保険料を納付していたことをうかがわせる形跡が認められず、同手帳の検認状況は、社会保険庁の被保険者台帳及びB市の「検認記録」と整合性があり、これを否定する事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断

すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福島国民年金 事案 17

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 3 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 3 月から 59 年 3 月まで

当時、自営業を営んでおり、家族の国民年金保険料の納付についても義母がすべて行っていた。義母からは、私の夫の保険料と一緒に私自身の保険料も納付していたことを確認済みである。国民年金手帳も夫と同時に交付されており、一緒に保険料を納めていた夫には未納とされている期間が無い。

昭和 50 年 3 月から 51 年 8 月までの厚生年金保険の記録は名前が間違っていたので、申立期間についても名前を間違えているのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人の義母が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、預金通帳等）は無い。

また、申立人自身は、申立人の義母から家計を引き継いだ昭和 58 年から 59 年ごろまで国民年金への加入手続や国民年金保険料の納付に直接関与していないため、加入手続及び保険料納付の状況が不明であり、さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推測される昭和 59 年 7 月以降の時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間である。

さらに、申立人は、その夫と同時に国民年金手帳が交付されていると主張しているが、これに対し、申立人の夫の国民年金手帳送付年月日は、昭和 43 年 9 月 30 日であることから、夫は、婚姻前から国民年金に加入していたことが確認できる。

加えて、申立人は、ほかに国民年金手帳をもらったことはないと主張しており、申立人の厚生年金保険の記録において誤って記録されていた氏名も含め複数の読み方で社会保険庁の記録を検索しても、ほかの国民年金手帳記号番号が存在することは確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年12月まで
社会保険事務所において納付記録を確認したところ、昭和46年4月から50年12月までの期間が未納とされていた。
申立期間については、結婚し子供が生まれ、将来のことを考えて妻と一緒に加入し納付していたはずである。妻の国民年金保険料は納付済みとなっていることから、自分も納付していたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年10月の第一子誕生を契機に、その妻と一緒に国民年金に加入し、保険料を納付していたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、国民年金手帳記号番号の払出簿から昭和53年2月と考えられるのに対して、その妻が国民年金の加入手続を行った時期は、国民年金手帳記号番号の払出簿から46年12月と考えられるとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、夫婦一緒に加入手続を行ったとする申立人の主張には、矛盾が認められる。さらに、提出された申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号が連番になっておらず大きく乖離していることが確認され、国民年金加入時期が一致していないことを裏付けるものとなっている。

加えて、申立人が国民年金に加入したと認められる昭和56年2月の時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、事実、申立期間について、ほかに申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当た

らない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から47年10月までの期間及び48年2月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から47年10月まで
② 昭和48年2月から同年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、昭和42年11月の結婚後、夫の分と一緒に、直接、A市役所（現在は、B市役所）の窓口で納付していた。また、47年ごろからは、C信用組合の口座振替による自動引落しで納付していた。

このため、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、しかも、申立人の記憶が不確かであるため、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和48年4月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は、昭和48年5月以降に払い出され、資格取得日を36年4月までさかのぼって加入したことが確認できるとともに、申立期間の記録は未納となっており、42年12月から夫の分と一緒に継続的に納付したはずであるとする申立人の主張には矛盾が認められる。

加えて、申立人は、昭和47年ごろから、口座振替による自動引落しで保険料を納付していたと主張しているが、A市において国民年金保険料の口座振替による自動引落しが始まったのは52年4月であり、申立内容とは一致しな

い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 7 月から 50 年 3 月まで

昭和 43 年に父が亡くなり、母が遺族年金を受給し始めたことから、納税組合から国民年金への加入を勧められ、44 年 7 月に妹と共に加入し、50 年 3 月の結婚まで納税組合を通じて保険料を納付した。50 年 3 月の結婚後は保険料を納付していなかったが、50 年 12 月に任意加入の届出をし、その後は保険料を納付している。

このため、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人の記憶が不確かで、申立期間当時の具体的な国民年金の加入状況及び納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和 50 年 12 月に任意資格で国民年金に加入しており、国民年金に加入した時点では、それ以前の国民年金保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の妹の国民年金手帳記号番号は、申立人の同番号と連番になっておらず、昭和 50 年 12 月以降に払い出され、資格取得日を 44 年 7 月までさかのぼって加入したことが確認できるとともに、申立期間の国民年金保険料納付記録は未納となっており、44 年 7 月に妹と一緒に国民年金に加入し、かつ、以降継続的に納めてきたはずであるとする申立人の主張には矛盾がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月まで

社会保険事務所において納付記録を確認したところ、昭和 39 年 4 月から 40 年 3 月までの期間が未納とされていた。39 年 4 月に A 県 B 町から C 市に転居してからも漏れることなく保険料を納付してきたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 12 月に国民年金に加入して以来、申立期間の保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、戸籍上、昭和 40 年 3 月 9 日に婚姻に伴い A 県 B 町から C 市に転居しており、C 市が保管する国民年金被保険者名簿及び申立人が所持している国民年金手帳にも同日付けで A 県 B 町から C 市に転居した旨の記載が見られることから、申立期間の保険料を C 市から送付された納付書により一括納付したとする申立人の主張には矛盾が認められる。

さらに、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 50 年 6 月まで

私は、昭和 46 年か 47 年ごろ、納税組合長であり、農協で国民年金保険料を妻の分と一緒に納付していた。

納付事実が確認できる資料は残っていないが、保険料を納付していたので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 42 年 9 月に国民年金に加入して以来、納税組合を通じて保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、A 町の被保険者名簿に昭和 52 年 4 月 15 日に届出と記載されていることから、同日に手続が行われたと考えられ、52 年 3 月以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 50 年 7 月から 51 年 3 月までの 9 か月間の国民年金保険料を現金で納付（過年度納付）していることから、42 年 9 月から納税組合を通じて保険料を納付してきたはずであるとする申立人の主張には矛盾がある。

加えて、申立期間の大半は時効により納付できない期間であり、事実、申立期間について、ほかに申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、申立人の 20 歳の誕生日の前日である昭和 42 年 9 月 21 日であるが、これは 52 年に加入手続を行った際にさかのぼって資格取得がなされたものと認められ、実際に当該月より申

立人の保険料を納付していたことを示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 2 月から 46 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 2 月から 46 年 6 月まで

社会保険事務所において納付記録を確認したところ、昭和 44 年 2 月から 46 年 6 月までの期間が未納とされていた。44 年 2 月に国民年金の資格取得をしてから確実に納付してきたので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 2 月に国民年金に加入して以来、申立期間の保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人が加入手続を行った時期は、国民年金手帳記号番号の払出簿及び国民年金被保険者名簿（A 市保管）から昭和 48 年 3 月と考えられ、44 年 2 月から保険料を納付してきたとする申立人の主張は、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、矛盾が認められる。

さらに、申立人が国民年金に加入したと認められる昭和 48 年 2 月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、事実、申立期間について、ほかに申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 6 月から 54 年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 6 月から 54 年 10 月まで
昭和 49 年 6 月から 54 年 10 月までの国民年金の納付記録について照会したところ、未納との回答をもらったが、49 年 6 月から A 市役所に保険料を納めており、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 49 年 6 月に国民年金に加入して以来、市役所の窓口で保険料を納付してきたと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立人は、昭和 48 年 4 月 29 日に婚姻し、翌週の月曜日に市役所へ出向いて、加入手続をしたと主張しているが、戸籍及び戸籍附票から、48 年 4 月 29 日は同居を始めた日に過ぎず、実際の婚姻日は 48 年 7 月 27 日であることから、いずれも 20 歳前で国民年金に加入し保険料を納付することはできず、申立人の主張には矛盾がみられる。

さらに、申立人が加入手続を行った時期は、国民年金手帳記号番号の払出簿から、昭和 57 年 2 月と推認され、この時点において申立期間の保険料は時効により納付することができず、かつ、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から44年3月まで

社会保険事務所において納付記録を確認したところ、昭和40年3月から44年3月までの期間が未納とされていた。申立期間当時は家業を手伝っており、国民年金保険料については、母親が40年3月から納税組合を通じて納付していたと記憶している。申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間について、その母親が国民年金の加入手続をした上、保険料を納付したと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、母親も記憶が不確かなため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和45年3月時点では、申立期間の約半分が時効により納付できない期間であるとともに、納税組合を通じては過年度納付及び特例納付することはできないことから、申立ての信^{びよう}憑性は認められない。

さらに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、申立期間について申立人が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年11月から62年12月まで
申立期間当時は、A県B市（現在は、C市）に住み、パチンコ店に勤務していたが、国民年金に加入し、保険料を納付していた。
このため、申立期間が年金未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市（当時）で国民年金に加入し、保険料を納付したと主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金手帳記号番号が払い出されていないことから、申立人は、平成9年1月の基礎年金番号の導入以降に国民年金の加入手続を行ったことが確認でき、申立期間は時効のため保険料を納付できない期間である。

さらに、加入手続時にさかのぼって得た資格取得日は平成2年3月であり、申立期間は年金未加入となっているとともに、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人は、平成9年1月以降に国民年金に加入するまで、いずれの年金制度にも加入していない期間が20年以上存在するとともに、国民年金の加入以降も保険料を納付しておらず、年金制度に対する意識の高さはうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 11 月から 63 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月から 63 年 12 月まで

社会保険事務所において納付記録を確認したところ、昭和 56 年 11 月から 63 年 12 月までの期間が未納とされていた。記憶では、A 町（現在は、B 市）に国民年金第 3 号被保険者該当届を提出した際、夫の同席のもとに申立期間の保険料を一括納付しており、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を A 町に国民年金第 3 号被保険者該当届を提出した際に一括納付したと主張しているが、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人が初めて国民年金第 3 号被保険者となった日は、平成 4 年 10 月 31 日であるが、この届出を行った日は 9 年 3 月 28 日であり、この時点において申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

さらに、申立期間が未納であることが判明したのは、平成 3 年 2 月 6 日に国民年金資格喪失記録の訂正が行われたことによるもので、この当時において、申立期間の保険料を納付することは時効によりできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

茨城国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月まで

社会保険事務所において納付記録を確認したところ、昭和 55 年 4 月から 59 年 3 月までの期間が未納とされていた。

申立期間については、昭和 49 年に結婚後、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を近所の公民館へ持参し納付していた。妻の分は納付済みとされているにもかかわらず、自分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月の厚生年金保険被保険者資格喪失を契機に、国民年金に加入し、保険料を納付したと主張しているが、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、国民年金手帳記号番号の払出簿から昭和 60 年 4 月に行われたものと考えられ、一方、その妻が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人が厚生年金保険加入中である 54 年 2 月であることから、申立期間中夫婦一緒に納付していたとする申立人の主張は、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないため矛盾が認められる。さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、60 年 3 月に新設された社会保険事務所の記号であり、申立期間中夫婦と一緒に納付していないことを裏付けている。

加えて、申立人が国民年金に加入したと認められる時点では、申立期間の一部は時効により納付できず、事実、申立期間について、申立人が保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 8 月から 47 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 47 年 9 月まで

10 年ほど前に、母親から、「お前の国民年金保険料は銀行でまとめて支払っておいた。」と聞いたことがある。また、最近確認したときも、「間違いなく全部納付済みだ。」と言っていた。未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 110 か月と長期間であるが、申立人の国民年金加入手続を行い、保険料を納付したとする申立人の母親から聴取しても、加入手続の時期、保険料を納付した時期、納付金額、納付方法等についての記憶が明確でなく、ほかに保険料を納付していたことを示す関連資料（預金通帳、家計簿、確定申告書等）も無いため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 48 年 9 月に払い出されているが、この時点で申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 45

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から 53 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から 53 年 1 月まで

私は、夫の実家に帰省した際、納税組合の役員をしていた義父から国民年金制度の説明を聞き付加保険料を納付するよう勧められ、昭和 50 年ごろに加入手続を行い、保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から当時の事情を聴取しても加入手続の時期や納付金額等が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳に記載されている資格記録及び社会保険庁のオンライン記録では、昭和 53 年 2 月に任意加入したものとされており、その記録に不備は見当たらない。

さらに、申立人は申立期間当時住所変更をしておらず、別の国民年金手帳が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立人の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から同年9月まで
国民年金の納付記録を確認したところ、申立期間について納付が確認できなかったとの回答を受けた。申立期間の保険料は、郵送された機械印字の納付書で納付をしたはずなので、未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が当時居住していた市役所の名簿によれば、申立人が国民年金の加入手続を平成7年9月13日に行っており、社会保険庁の記録においては、当該届書等の事務処理が同月25日に行われていることが確認できる。平成7年9月時点では、申立期間に係る機械作成の国民年金保険料納付書は、社会保険庁のオンラインシステム上その大部分が時効となっているため作成することができず、申立期間を機械印字の納付書で納付したとする申立内容とは矛盾する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、郵送された納付書で納付したと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

なお、社会保険庁の記録によれば、申立期間の一部である平成5年9月の国民年金保険料については、平成7年11月に納付されたものの、時効を理由に過誤納決定がなされ、申立人からの請求により還付していることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月まで
専門学校を卒業後、家事手伝いをしていたが、両親が村役場から私の国民年金未加入を指摘されたので、それまでの未納分の国民年金保険料を 3 回に分割して役場に納付した。保険料は 1 回当たり約 7 万円であったと記憶している。
昭和 57 年 4 月から 60 年 3 月までの保険料が未納となっていることには、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、同居していた両親が申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 61 年 5 月時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間となっており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、当時国民年金担当者だった村役場職員が、「時効となった保険料を預かることはなかった」と証言している。

なお、村の被保険者名簿には、申立人の昭和 60 年度の保険料を 3 回に分割し、昭和 61 年 5 月 1 日に 60 年 4 月から 7 月までの保険料を、61 年 7 月 11 日に 60 年 8 月から 11 月までの保険料を、61 年 12 月 25 日に 60 年 12 月から翌年 3 月までの保険料を過年度納付したことが記録されている。この記録について、申立人の両親は記憶が無いとしているが、記録が間違いであることをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

群馬国民年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月までの期間、40 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 42 年 4 月から 43 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 40 年 7 月から同年 9 月まで
③ 昭和 42 年 4 月から 43 年 3 月まで

私は、20 歳になった昭和 37 年に国民年金に加入した。それ以来、納付できる時は必ず納付しており、納付ができない時は免除申請を行っている。

当時の領収書は無く、また、住所を転々としたので納付組織等では納付した記憶は無いが、必ず自分で、銀行等で納付してきた。

免除記録には納得しているが、未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料については、その都度、A 市内の銀行又は信用金庫で納付してきたと主張しているが、申立期間当時の A 市における国民年金保険料の現年度納付方式は、市役所及びその出張所において印紙を購入し国民年金手帳に貼付して検認を受ける方法と、地区の国民年金委員に集金してもらう方法の二通りの方法でしか行われておらず、申立人が納付したと主張する、金融機関での納付はできなかった。

また、申立人は国民年金保険料の納付先の一つとして、当時居住していた A 市 B 町近隣の銀行か信用金庫に納付したとも主張しているが、当該金融機関の開業日は、銀行については昭和 58 年 2 月、信用金庫については平成 13 年 1 月となっており、申立人の主張する金融機関は当時存在しておらず、申立内容と食い違いがある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 39 年 7 月以前に、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 7 月から 44 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月から 44 年 3 月まで

国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、昭和 38 年 7 月から 44 年 3 月までの期間について納付事実が確認できないとの回答をもらった。夫は、昭和 44 年 6 月に婚姻した際、自分はすでに保険料を納付していると言っていたので、私 (妻) に国民年金への加入を強く勧めていた。夫は 20 歳から保険料を納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が婚姻する前から既に国民年金保険料を納付していたことを聞いていると主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和 44 年 6 月 17 日以降に払い出されていたことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人が婚姻前から保険料を納付していたとする主張に不合理な点が見受けられる。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料は、口座振替により納付していたと主張しているものの、申立人が居住していた自治体では、当時、保険料の口座振替方式を開始していなかったことから、申立内容に矛盾があると考えざるを得ない。

さらに、申立人の妻は、申立人から申立期間の国民年金保険料について、一括して納付したという話は聞いていないと述べており、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 36

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 47 年 3 月まで

申立期間について、社会保険事務所から納付の事実が確認できなかった旨の回答を受けたが、当時、実家のお金の管理は亡くなった父親が行っており、国民年金保険料は、父親が、母親、兄及び私の分を併せて地元の農協に納付していたと、母親から聞いている。

両親、兄ともに納付済みになっているのに、自分だけが未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同居の家族の国民年金保険料が納付済みになっていることを本申立てを行った理由の一つとしているが、申立人は申立期間に一致する期間において、他県に住民票を移動しており、移転先において国民年金の加入手続を行っていないことが確認できるため、申立人の保険料納付書が実家に送付され、家族の分と一緒に保険料が納付されていたとは考え難い。

また、申立人は、申立期間について申立人の父親が国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身が国民年金の手續に関与していない上、保険料を納付していたとする申立人の父親も既に亡くなっているため、保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 37

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月から 45 年 3 月まで

申立期間当時は専門学校在学中であったため、区役所に勤めていた父親が、私に代わり昭和 45 年ごろに国民年金保険料を納付したと話していたことを覚えている。父親が納付した期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、申立人が 20 歳到達直後の期間であるが、申立人のほかの兄弟 3 人についても、20 歳到達から厚生年金保険に加入するまでの期間は国民年金に加入しておらず、申立人の父親が、申立人のみについて国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと考えるのは不自然である。また、申立期間について、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間については、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、しかも、申立人自身が国民年金の手続に関与していない上、保険料を納付していたとする父親も既に亡くなっているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年7月から53年3月まで
国民年金保険料収納記録を確認したところ、昭和49年7月から53年3月までの期間が未納となっていることが判明した。16歳の時からA市で理容師として働いており、20歳になったころ、事業主から国民年金保険料や国民健康保険料を給料から天引きする話があったように記憶している。自分のほかに従業員が2、3人いたが皆同じだったと思う。金額等の記憶は無いが、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について理容店の給与から国民年金保険料を徴収され、保険料が納付されていたと主張するが、当時の事業主に確認したところ、そのような事実は無かったとの回答を得た。

また、申立人が当時の同僚として挙げた2名の年金記録を調査したところ、氏名、生年、居住市町村が一致した本人と推認される人物について、理容店に勤務していた期間の国民年金保険料は共に未納であったことが確認できるなど、同店で、給与から国民年金保険料が天引きされていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年4月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、事実、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 40

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から47年3月まで

国民年金保険料収納記録について照会したところ、昭和45年2月から47年3月までの期間が未納となっていることが分かった。申立期間当時、住所は実家にあり、家計を管理していた母が、自分の国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと思う。現に、両親の申立期間の保険料は納付済みとなっているので、自分だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、母親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された平成7年5月の時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和43年4月から47年11月まで、申立人の住民票は、実家から同じ市内の他所に移動していることが確認できるなど、住所は実家にあつたとする申立人の記憶は曖昧であり、住所移動先で、申立人自らが国民年金に加入し保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 41

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から41年3月まで
国民年金保険料収納記録について確認したところ、昭和38年4月から41年3月までの納付事実が確認できないとの回答をもらった。申立期間は、自分はA市の学校に通っていたが、国民年金保険料は県外の実家で母親が納付していたと聞いているので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、母親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立期間中、申立人はA市に住民票を移動していたことが確認でき、申立期間中の国民年金保険料について、申立人の住民票が無い県外B町で母親が納付していたという申立内容は不合理な点がある。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年11月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、事実、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

新潟国民年金 事案 42

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年5月から44年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年5月から44年5月まで
国民年金保険料収納記録について確認したところ、昭和42年5月から44年5月までの納付事実が確認できないとの回答をもらった。自分自身では、20歳になった時に国民年金の加入手続も保険料を納付した記憶も無いが、母が生前に「子供達は20歳になったら国民年金に加入させていたはずである」と話していたことから、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その母親が国民年金保険料の納付を行っていたと主張しているが、申立人の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手続に直接関与しておらず、母親も既に他界しているため、申立期間当時の国民年金の加入及び納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和49年1月の時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡はうかがえず、事実、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の2歳下の妹と4歳下の弟の年金記録を確認したところ、申立人の弟はその母親の証言どおり、20歳到達月に国民年金の加入手続を行い、以後保険料を納付しているが、妹は、弟と同時に加入手続を行い（妹と弟の国民年金記号番号は連番）、20歳到達日にさかのぼって資格を取得しているものの、資格取得日から加入手続月までの期間の保険料は未納であることが確認でき、申立内容と一致しない点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 4 月から平成元年 3 月まで

昭和 63 年 4 月からは、国民年金に強制加入しており、A 町 B 地区の班長（組長）が毎月定期的に保険料（現年度保険料）の集金に来ていたので、母親を通じて保険料を納付していたが、社会保険庁の記録では未納となっている。

当時、班長（組長）は、集金の都度、領収書の台帳に印鑑を押してくれたが、随分前の事なので台帳は保管していない。また、集金した保険料は、農協で納めていたと聞いている。当時の納付金額は、1 か月分が 7,000 円から 8,000 円だったと記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 63 年 4 月に国民年金に加入し、納付組織を通じて国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は、平成元年 5 月 12 日であり、申立期間は過年度納付となるが、過年度保険料は納付組織を通じて納付することはできない。仮に申立人の過年度保険料を納付組織で預かったとしても、当時、納付組織が保険料を納付していた農協は国庫金の納付受託機関となっておらず、過年度保険料を納付することはできない。

また、申立人自身は、国民年金の手續に関与していないため、申立期間に係る国民年金の加入状況及び保険料の納付状況について詳細が不明である。

さらに、申立人及びその母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 7 月から同年 8 月までの期間、57 年 7 月から同年 8 月までの期間、58 年 7 月から同年 8 月までの期間、59 年 7 月から同年 8 月までの期間及び 60 年 12 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 7 月から同年 8 月まで
② 昭和 57 年 7 月から同年 8 月まで
③ 昭和 58 年 7 月から同年 8 月まで
④ 昭和 59 年 7 月から同年 8 月まで
⑤ 昭和 60 年 12 月から 61 年 3 月まで

私は、申立期間①から④についてはC役場（現在は、D市）で、申立期間⑤についてはE町役場（現在は、F市）で、現金で国民年金保険料を納付した。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年から 62 年までの期間は県立の学校の図書館司書として勤務と退職を繰り返し、退職の都度、当時の住所地であるC町（現在は、D市）あるいはE町（現在は、F市）の役場に出向き、現金で国民年金保険料を納付したと申し立てているが、5回にわたる申立期間の国民年金加入手続及び国民年金保険料の納付などについての記憶が不鮮明な上、所持する年金手帳は、昭和 50 年の厚生年金保険加入時に交付されたものの一冊しかなく、その手帳の記録欄を見ても、申立期間に係る国民年金への加入については記載が無いほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（領収書、家計簿等）も無い。

また、社会保険事務所に保管されている国民年金手帳記号番号払出簿及び旧C町に保管されていた国民年金被保険者台帳に申立人の氏名は見当たらず、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山梨国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 12 月から 51 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 12 月から 51 年 7 月まで

私は昭和 44 年から県外の会社に勤務していたが、当時、実家では、両親が商売をしており、母が病に倒れたため、私は同社を退職し 48 年 12 月に実家に戻り店の仕事を手伝うことにした。その後、同じ会社に 49 年 8 月まで勤めていた弟も家業を手伝うようになった。この時期は、家族全員で国民年金に加入し、保険料は母がまとめて納付していた。

最近、社会保険事務所で確認したところ、両親の分はもちろん、私より後に加入したはずの弟の保険料も納付されていることが分かったが、私の保険料については、申立期間が未納とされていることが判明した。しかし、前述のとおり、納付していたと思われ、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、しかも、申立人自身は国民年金の手續に参与していないため、申立期間における国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金加入時期は、申立人の実家のある市へ転入届が提出された時期であり、国民年金手帳記号番号の払出しの際に当該時期までさかのぼって国民年金加入時期としたと考えられ、申立期間は保険料納付が可能な期間には該当しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 3 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 3 月から 52 年 3 月まで
体の弱い私に代わって、父親が、昭和 47 年の夏ごろ、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、納付金額は覚えていないが、同市役所の窓口で年に何回かまとめて保険料を納付したと思う。加入時に国民年金手帳をもらったかどうかは覚えていないが、当時同居していた妻と長男はその前から国民年金に加入して保険料を納めており、申立期間について私の保険料が未納となっていることは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人家族は、昭和 48 年 3 月まで A 市に居住し、同年 4 月に B 市へ転居しており、申立人の国民年金手帳記号番号は、B 市において、職権適用により、53 年 9 月以降に払い出され、20 歳までさかのぼって資格取得となっている。また、47 年 3 月（20 歳）から A 市に居住していた 48 年 3 月までの期間において、申立人に対して、国民年金手帳記号番号の払出しが行われていないことが確認できる。

さらに、昭和 47 年当時同居していた申立人の母親及び兄について調査した結果、母親は 53 年 9 月に初めて国民年金に任意加入し、兄は当時大学生で、卒業後共済組合に加入したため、国民年金には加入していない。

以上のとおり、申立内容には矛盾が認められ、事情聴取においても、申立人の父親は、「納付していなかったかもしれない」と述べるなど、その申立ての根拠となっている記憶は非常に曖昧である上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年3月まで
昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料10万円は、集金人に一括で納めた。
また、申立期間の一部は免除とされているが、免除申請はしておらず、納めているので納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年から46年ごろ、夫の国民年金保険料を集金に来ていた市役所の集金人に、未納となっていた国民年金保険料に充ててほしいと自ら10万円を納付したと述べている。当時は特例納付の実施期間であり、申立期間の保険料納付は可能であったが、市役所では特例納付の保険料の収納は行っておらず、また、申立期間の保険料すべてを特例納付したとすれば保険料額は2万7,000円であり、申立人の主張とは大きく相違するなど、申立内容に不合理な点が見受けられる。

さらに、申立人の記憶では、10万円の納付に対してお釣りは無く、領収書の交付も無かったとしているなど、不自然な点も見受けられ、加えて、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたこと及び免除申請をしなかったことを示す関連資料は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年3月から47年3月まで

20歳当時は国民年金に加入していなかったが、市役所から加入勧奨の通知が届いたことを契機に夫が国民年金の加入手続を行い、その際、「今納めれば20歳から納付したことになる」と聞いて、夫が昭和42年3月以降の未納期間の保険料すべてを納付したはずであり、未納期間があるのは納得がない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所から加入勧奨通知が届いたことを契機に、その夫が国民年金の加入手続を行い、その際、未納期間のすべての保険料を納付したはずであると主張しているが、社会保険事務所等の記録によれば、申立人の国民年金の加入手続は、昭和50年12月に行われ、47年4月から48年3月までの1年分は特例納付で、また、48年4月から50年3月までの2年分は過年度納付で、いずれも特例納付の納付期限である50年12月30日に納付されたことになっており、申立人は47年4月から48年3月までの特例納付に係る領収証書を所持している。

特例納付された保険料が、先に経過した未納期間である昭和42年3月からの1年ではなく、直近の1年の未納期間に充当されていることや、この期間について、申立人から提示された領収証書により納付記録が訂正された経緯があるなどの事情が見受けられるものの、申立人の夫は、分割して納付したのか、一括納付したのか、納付金額は幾らだったか、あるいは領収証書が無い部分についての納付場所はどこだったかなどについての記憶が無いことから、保険料の納付状況は不明である。

また、申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、国民年金保険料を納付したことをう

かがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

岐阜国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から53年3月まで

私は、妻の20歳の誕生日に夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料の納付は、結婚後、昭和42年6月から口座振替で納付していたので、未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初から口座振替により国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人が居住するA市で口座振替が実施されたのは、昭和47年11月からで、申立内容とは矛盾が認められる。

また、昭和46年9月までの印紙検認方式による保険料納付についての記憶が無いほか、特例納付等による一括納付の記憶も無い。さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料や関係者の証言等はなく、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月にその妻と連番で払い出され、国民年金手帳が発行されていることが確認できるが、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、また同年10月以前に申立人が居住していたA市で別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがわれない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年6月から53年3月まで

私は、20歳の誕生日に夫婦で国民年金に加入し、国民年金保険料の納付は、結婚後、昭和42年6月から口座振替で納付していたので、未納となっていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入当初から口座振替により国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人が居住するA市で口座振替が実施されたのは、昭和47年11月からで、申立内容とは矛盾が認められる。

また、昭和46年9月までの印紙検認方式による保険料納付についての記憶が無いほか、特例納付等による一括納付の記憶も無い。さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料や関係者の証言等はなく、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月にその夫と連番で払い出され、国民年金手帳が発行されていることが確認できるが、この時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、また同年10月以前に申立人が居住していたA市で別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情もうかがわれない。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

静岡国民年金 事案 31

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 9 月から 47 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 9 月から 47 年 4 月まで

申立期間は、自宅に国民年金保険料の集金に来ていた人がいて、亡くなった母から、私の分の保険料も払っているように 2、3 回、聞いた記憶がある。母が私の分の保険料を払っていたことを示す証拠となるものは手元に残っておらず、また、私の国民年金手帳を見た記憶も無いが、領収書らしきものを見た記憶があり、申立期間が未納とされていることには納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行っていたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況等が不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が、申立人の妻と連番で昭和 48 年 10 月に払い出された時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年6月から44年3月まで

昭和42年6月から44年3月までの国民年金保険料納付記録について社会保険事務所に照会したところ、納付事実が確認できなかったとの回答があった。

当時、国民年金の加入手続は養母が行っており、養母から申立期間の保険料は「一括して納付してある」と聞いている。

昭和44年度以降はすべて納付しており、養母の性格から考えて申立期間についても納付しているはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入時に、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって一括納付したと申し立てているが、国民年金手帳記号番号の払出年月日は昭和45年4月10日であり、申立期間の一部は時効により保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳の検認記録によれば、昭和45年4月30日に44年度1年分の保険料を一括で納付したとされており、その時点で、申立人の年金記録上の保険料納付開始時期とされる44年4月までさかのぼり、現年度分のみ納付していたことがうかがわれる。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとするその養母は、訪問してきた市役所の人に納付したと述べているが、当時、市役所では過年度保険料を納付することはできず、保険料納付に伴う領収書の有無等に関する明確な記憶は無い。

加えて、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も認められず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の①昭和37年1月から38年12月までの期間、②39年12月から40年2月までの期間、③42年6月から同年10月までの期間、④43年8月及び⑤45年4月から47年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和37年1月から38年12月まで
② 昭和39年12月から40年2月まで
③ 昭和42年6月から同年10月まで
④ 昭和43年8月
⑤ 昭和45年4月から47年3月まで

昭和49年10月ごろ、妻が私の国民年金の加入手続をしたが、そのときに、さかのぼって特例納付をした。国民年金に加入するまでには厚生年金保険に加入していた期間が断続的にあり、その透き間となる期間を埋めるつもりであった。保険料を納付した場所は市役所で、納付した金額については覚えていない。また、領収書を持っていたが、年金裁定請求時に処分してしまった。

未納が無いように保険料を納めたと思っていたので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、年金受給裁定に伴う、平成11年8月の申立人に係る年金記録の補正（変更、追加）により、それまで未統合であった申立人の厚生年金保険記録と国民年金記録とを統合した結果、初めて国民年金被保険者期間として確定したものであり、加入手続当時は未加入期間であったと考えられる。

また、実質的に申立人の国民年金加入手続及び国民年金保険料の

納付を行っていたとする申立人の妻は、当時、いつまでさかのぼって納付したのか、具体的にどの期間について納付しようとしていたのかは、明確な認識は無かったとしていること及び申立人と婚姻する前の申立人の職歴についてはよく分からず、申立人の加入手続時に、申立人の職歴について、市窓口の詳細に説明をしたような記憶は無いとしていることから、申立人が厚生年金保険に加入していなかった期間を特定して国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとすることは合理性を欠いている。

さらに、申立人の妻は、さかのぼって納付したとする保険料の金額についての記憶も無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 26

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月から51年3月まで

申立期間については、父母や兄と同居しており、父が経営する個人事業所に兄とともに勤めていた。国民年金保険料は、父が兄弟分を合わせて集金人に納付しており、国民年金手帳に検認印を押してもらっていた記憶がある。兄の保険料は納付済みとなっているが、私だけが未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年12月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年10月から42年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年10月から42年9月まで
昭和40年に会社を退職し、A市の集金人(徴収員)の勧奨を受けて国民年金保険の加入手続を行った。その後、毎月集金人を通じて納付していたので未納とされていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、毎月、集金人(徴収員)に国民年金保険料を納付していたと申し立てているが、申立人について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(領収書、家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立期間当時、申立人が居住していたA市の地域では、原則として3か月ごと又は3か月単位の集金が行われており、申立人の主張する収納方法と相違する。また、国民年金に加入すれば国民年金手帳を交付されるはずであるが、申立人は、国民年金手帳を所持しておらず、交付を受けた記憶は無いとしている。

さらに、申立期間を含む前後の期間について、申立人が居住していたB市及びA市の当該地域を管轄する二つの社会保険事務所では、国民年金手帳記号番号が払い出された記録が無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間については、申立人の妻も国民年金に未加入である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間、57 年 10 月から 58 年 3 月までの期間、及び 59 年 1 月から平成 3 年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 57 年 10 月から 58 年 3 月まで
③ 昭和 59 年 1 月から平成 3 年 9 月まで

申立期間の保険料は、昭和 57 年 1 月から約 10 年間、区の集金人（毎回同じ年配の女性）が自宅に集金に来ていたので、その都度、自分と夫の二人分の国民年金保険料を支払っていた。

また、昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月までが申請免除期間とされているが、申請した記憶も無い。

領収書は保管していたが、平成 7 年 1 月の震災の折に全部焼失し、現在は手元に 1 枚も残っていない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む約 10 年間、同じ集金人が集金に来ていたとしているが、A 市の収滞納記録によると、申立人の納付方法は、納付書による納付、窓口での納付、戸別検認による納付となっており、申立人の主張と相違している。

また、申立人は、その夫の分を含め二人分の国民年金保険料を支払っていたとしているが、夫の収滞納記録についても、厚生年金保険加入以外の期間は、申立人と同様に未納となっている。

さらに、申立期間は 102 か月と長期間であり、申立期間以外にも国民年金への未加入期間及び未納期間が複数存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

兵庫国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 59 年 9 月までの国民年金保険料については、納付したものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 9 月から 59 年 9 月まで

私は、高校を卒業した後、専門学校に通ったり、アルバイトをしており、将来を心配した母親が、昭和 56 年ごろ、母親の国民年金保険料を A 市 B 区役所に納付する際に、私の国民年金の加入手続を行ってくれた。その後、母親が、母親と私の二人分の保険料を、毎月 B 区役所に赴き納付していたと聞いている。また、加入後しばらくして、20 歳にさかのぼって保険料を一括納付したとも聞いており、母親もそう記憶しているので、未納期間があることについては、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親から聞いたこととして、国民年金加入手続後は、母親が毎月、申立人及び母親の二人分の保険料を B 区役所にて納付していたと主張しているが、母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿・確定申告書等）が無く、B 区役所に保管されている申立人の母親についての国民年金保険料収納記録によると、申立期間中に納付書による納付から、銀行口座による振替納付に変更されていることが確認でき、申立内容と相違している。

また、母親が保管している預金通帳によれば、申立期間中 1 人分の保険料及び付加保険料が、3 か月ごとに申立人の父親の銀行口座から振替納付されていることが確認され、母親が毎月、B 区役所に赴き 2 人分の保険料を納付していたとの主張と異なっている。

さらに、社会保険庁の保管する申立人についての記録によると、国民年金手帳記号番号は昭和 60 年 9 月 30 日に払い出されており、この時点では、申立期間の一部は、時効によって納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金加入後しばらくして、20 歳までさかのぼり、

未納期間の保険料として納付したとする金額は、昭和 61 年 9 月に過年度納付された、昭和 59 年 10 月から半年間の保険料とおおむね一致することから、母親が加入手続をした時期を誤解している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

長男（昭和36年8月生）が生まれる時に、出産前にも関わらず、近所の人から「大きなお腹で大丈夫ですか。」と言われながら、旧の市役所に出向き、切手のようなものを買って国民年金手帳に貼^はっていた。当時、領収書に代わるものと言われ、毎月行っていた。保険料を納付していたことは、間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和47年6月29日に払い出されており、この時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金加入と同時に国民年金付加保険料の納付申出を行ったとも主張しているが、国民年金付加保険料の制度は昭和45年10月から始まった制度であり、45年10月以降の保険料について適用され、任意に納付申出をする制度であることから過去にさかのぼって付加保険料を納めることはできない。

さらに、昭和45年度及び46年度の国民年金保険料については、47年7月に納付していることが確認できるが、過年度の国民年金保険料は市役所の窓口では納付できないものであることから、36年4月以降、市役所に出向き毎月納付していたとする申立人の主張と相違している。

加えて、申立期間は108か月と長期であり、申立期間以外にも複数の未納期間が存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年10月まで

私は、昭和51年1月に当時住んでいた市で国民年金の加入手続をし、年金手帳を受け取った。その後、昭和60年5月から勤めていた会社でも年金手帳を受け取り、オレンジ色の同じ年金手帳を2冊持っていた。

そのため、平成13年に社会保険事務所に出向き、2冊あった年金手帳を1冊に統合してもらった。その際、社会保険事務所の職員が、新しい方の年金手帳の記載内容を古い方の年金手帳に記載し直してくれ、新しい方の年金手帳はもう捨ててもいいと言われたので、新しい方の年金手帳を捨てしまった。

その後、平成元年12月から2年10月までの国民年金保険料が未納となっていることが判明したが、この期間は、私は勤めていた会社を退職して失業保険を受給していたため第1号被保険者であり、数か月ごとに納付書を持って市役所に国民年金保険料を納付しに行っていた。捨ててしまった新しい方の年金手帳には、申立期間以降の国民年金保険料の領収書をたくさん貼り付けてあった。

第3 委員会の判断の理由

申立人については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、平成2年12月6日に、申立人から第3号被保険者になったとの届出があり、同日付けで、社会保険事務所のコンピュータに申立人の氏名の漢字登録を行った記録が残っており、申立人自身も当該届出を行ったことを記憶しているが、社会保険事務所では、それまでコンピュータに被保険者の氏名

をカタカナ登録していたものを、昭和 60 年代前半から、届出等により被保険者の氏名の漢字を把握する度に漢字登録を進めていたことから、当該届出が、社会保険事務所におけるコンピュータへの氏名漢字登録の開始後、申立人の初めて行った届出であると考えるのが合理的である。

さらに、申立人については、社会保険事務所に、平成 3 年 12 月 9 日付けで未納となっている過年度分の国民年金保険料の納付書を発行したとの記録が残っており、この時発行された納付書は、申立期間のものと考えられ、当該納付書による保険料の納付は銀行等で行う必要があるが、申立人は当該納付書を受け取り、銀行等において国民年金保険料を納付した記憶は無いと説明している。

加えて、申立人は、平成元年 12 月に、それまで勤めていた会社を退職後、第 1 号被保険者の届出を行った記憶は無いと説明している。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から47年3月まで

昭和50年に妻と一緒に市役所へ行き、国民年金保険料を納付できるだけ納付したいところ、妻はさかのぼって納付できないが、申立人は免除期間があるため、5年さかのぼって納付できると説明を受けたので、数日後に保険料を納付した。5年分の保険料を納付したものが、3年分しか記録にないのは、納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年に国民年金保険料を5年分追納したが、3年分しか記録にないと主張している。しかし、50年の時点では、申立人の申請免除期間の保険料をすべて追納できたと考えられ、追納は、先に経過した月の分から順に行うことになっているにもかかわらず、申立人の場合、先の期間である昭和43年度から46年度までの期間がすべて申請免除となっており、申立人の主張は不自然である。

また、市役所の被保険者名簿での当該3年分の追納記録は、昭和57年3月31日、58年3月24日、及び59年4月2日に、それぞれ10年さかのぼった年度分の国民年金保険料を追納したという記録となっており、最初の追納が行われたのが、57年3月の時点であり、その時点で、46年度及び47年度の方を追納することは、時効によりできなかったと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）が無く、申立期間に係る保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から40年3月まで

申立期間の国民年金保険料の支払いは母親に任せており、昭和50年ごろに母親から、「すべて支払っているから」と国民年金手帳を引き継いだので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、国民年金保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳番号は、昭和40年11月30日に、申立人の妹と連番で払い出されているとともに、申立人及びその妹は、昭和41年4月24日に、40年度分の国民年金保険料を、一括納付していることが確認でき、申立人の母親が二人分の加入手続を同時に行った上で、同日に市町村で支払うことができる現年度分（40年度分）を一括して納付したものと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 6 月

私は、昭和 61 年 6 月 20 日に A 株式会社を退職し、10 日後の同年 7 月 1 日に B 株式会社へ就職したため、厚生年金保険被保険者期間が継続されているものと思っていたが、社会保険庁の記録では、同期間は継続されず、同年 6 月は国民年金保険料が未納とされていた。しかし、国民年金保険料が未納である場合は市役所から納付督促を受けることになるが、納付督促を受けた記憶が無いため、未納であるはずはない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社と B 株式会社の厚生年金保険被保険者期間が継続されているものと思っていたと主張していることから、申立期間当時、国民年金への加入手続をしていなかったと考えるのが自然である。

このため、申立人は、申立期間当時は国民年金未加入者であり、国民年金保険料の納付督促を受けることは無かったものと推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年ごろから 51 年ごろまでの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年ごろから 51 年ごろまで
社会保険事務所に照会したところ、申立期間について国民年金に加入していた事実が無かったとの回答をもらった。

昭和 49 年ごろ、隣人にすすめられ国民年金の加入手続をし、市役所の窓口で毎月納付をしていたはずであり納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。また、申立人の主張する納付方法（市役所で納付）は、同じ時期に加入したとされる当時の隣人の納付方法（集金人による納付）と異なり、申立人の記憶する国民年金保険料の額は、記録上、資格取得したとされる昭和 51 年度の保険料額と一致するなど、申立内容に不自然な点が見受けられ、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 51 年 5 月 26 日に資格取得したとされているが、申立期間は任意加入の対象者であるため、さかのぼって加入することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

山口国民年金 事案 5

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 1 月から同年 3 月まで

私は昭和 49 年 4 月から国民年金に任意加入し、第 3 号被保険者であった期間を除き、国民年金保険料に加え、付加保険料を納付してきた。

今回、国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立の期間の付加保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答を受けた。

国民年金保険料及び付加保険料を納付しなかったことは無く、付加保険料が未納とされているのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人は昭和 49 年 4 月以降、毎月、印紙により国民年金保険料及び付加保険料を納付しているが、申立期間については、過年度分として、現金により国民年金保険料が納付されている。

付加保険料については、国民年金保険料の納付が行われた月について行うことができ（国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）第 87 条の 2）、申立人が過年度分の国民年金保険料を納付した際、付加保険料を納付することは制度的にできない。

また、申立期間中、申立人の付加保険料を納付したとする記憶が曖昧であり、国民年金保険料を過年度納付していたとする社会保険庁の記録に誤りであることを裏付ける周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 25

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで

国民年金保険料納付記録の照会申出を行ったところ、「昭和 36 年 4 月から昭和 37 年 3 月については未加入」との回答であった。

しかし、昭和 36 年当時は、納税組合に保険料を納付したはずであり、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 37 年 8 月にその夫と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、申立人は、夫が戦傷病者戦没者遺族等援護法による年金受給者であるため、国民年金については任意加入であり、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が居住していた市区町村で別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 9 月まで

国民年金保険料納付記録について照会したところ、申立期間に係る保険料の納付事実が確認できなかった旨の回答があった。昭和 36 年 4 月以降の期間の保険料についてはすべて納付済みであり、未納とされていることには納得できない。

集金組織（未亡人会）の集金人が、毎月自宅まで集金に来て、私と夫の国民年金保険料を集金していた。納付金額は、160 円か 360 円ぐらいで、60 円の端数があったように記憶しているが、150 円だったかもしれない。自宅に保険料の納付を記録するカードがあり、国民年金保険料を納付した月の欄に集金人が認印を押していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、預金通帳、確定申告書等）が無く、また、国民年金加入手続きについての申立人の記憶は不明確であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払い出された時点においては、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、昭和 36 年 10 月から 38 年 3 月までは過年度保険料となるため、集金組織による集金はできないこととなり、毎月自宅に集金人が来て、国民年金保険料を納付していたという申立内容と相違しているとともに、申立人の夫についても、申立期間は未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 28

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年10月から61年3月まで

昭和60年9月に会社を退職した後、国民年金に加入し、妻と一緒に国民年金保険料を納付してきた。

国民年金手帳に記載されている資格取得日は、昭和60年10月1日であり、その時加入したのは間違いないので、その後の記録管理の中で納付記録が無くなったのではないか。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び申立人の国民年金の加入手続や国民年金保険料を納付したとされるその妻から聴取しても、申立期間当時の記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人から国民年金保険料を納付したことを示す資料として提出された確定申告書（昭和60年分）に記載されている国民年金保険料7万9,320円は、当時の一人分の国民年金保険料1年分と一致しており、申立人が60年9月まで厚生年金保険に加入していたことからみて、60年分を完納している申立人の妻の国民年金保険料であると考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年4月以降に払い出されていることが社会保険庁の記録で確認できることから、申立人が居住する市は、過年度分となる申立期間に係る国民年金保険料について納付書を発行していなかったと考えられる。加えて、社会保険庁の記録では、申立人の国民年金の資格取得日は61年4月1日とされていることから、社会保険事務所においても、申立期間について納付の督促を行うことはなかったと考えられ、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付することはできなかったものと推測される。

その上、申立人は、申立期間については任意加入の対象者であったものが、昭和 61 年の国民年金法改正により、61 年 4 月から強制加入の対象者となったことに伴い、初めて国民年金手帳記号番号が払い出された可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 29

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月及び同年 5 月

20 歳になった時、母親から国民年金に加入するよう言われ、市役所の市民課において国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付した。

国民年金に加入した後の国民年金保険料は必ず納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人は、市役所の市民課で国民年金保険料を現金で納付したと主張しているが、申立人の居住する市では、申立期間当時、市民課の窓口において国民年金保険料の現金収納は行っておらず、被保険者個人への国民年金印紙の販売も行っていなかったことが確認でき、申立内容には不合理な点が見受けられる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効のため納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

愛媛国民年金 事案 30

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から44年12月まで

私は、20歳になった時から、毎月、姉（以下、「姉A」という。）に国民年金保険料を手渡し、姉Aが私の分と一緒に納付していたことを記憶している。

国民年金の加入手続や納付は姉Aが行っていたので、細かなことは記憶していないが、間違いなく納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人及び申立人の国民年金の加入手続や納付を行っていたとされる姉Aから聴取しても、加入手続、納付額等についての記憶が明確でなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人のもう一人の姉（以下、「姉B」という。）と連番で払い出されており、姉Bの国民年金手帳が昭和45年1月28日に発行されていることから、申立人の国民年金手帳もこのころに発行されたものと考えられ、この時点では、申立期間の一部は時効のため納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 19

第1 委員会の結論

申立人の①昭和 54 年 8 月及び②56 年 3 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 54 年 8 月
② 昭和 56 年 3 月から 6 月まで

①昭和 54 年 8 月及び②56 年 3 月から同年 6 月までの期間は、転職により厚生年金保険の資格を喪失しているが、この期間については、母から「年金加入期間に空白が生じないように、国民年金の保険料を納付した。」と聞いており、社会保険庁の記録では未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関係資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付等に関与していないとともに、当時、加入手続及び納付をしていたとされる申立人の母親からその状況を聴取しても、加入手続の時期や納付金額等が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人と同居していたその兄も、申立期間については未納である。

加えて、申立人は、申立期間以外に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を計 4 回行っているが、手続を速やかに行っていないことが確認できるとともに、申立期間以外にも、未納期間が存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 5 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 5 月から 49 年 12 月まで
昭和 45 年 5 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、亡妻が婦人会を通じて保険料を納付していたと思うので、納付事実を認めてほしい。45 年 5 月より前は未納であることに間違いはないが、45 年 5 月以降は家庭状況も安定し、落ち着いていた時期なので亡妻が納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元妻が申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、当時、申立人の国民年金保険料を納付していたと申立人が主張する申立人の元妻は既に死亡しているため、国民年金の保険料の納付状況が不明である。

また、当時、婦人会に加入していた者に確認したが、申立期間中、申立人の国民年金保険料を集金していた記憶は無いと証言しており、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間は 4 年 8 か月と長期間である上、申立人には申立期間以外にも未納期間が複数存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

佐賀国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から平成 5 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 59 年 7 月から平成 5 年 1 月まで
平成 7 年 1 月に退職後、国民年金加入手続をしなかったが、8 年 1 月に町役場を訪れた際に、年金担当者から国民年金の加入と保険料の納付についての説明があった。
そこで、加入手続を行い、平成 8 年 1 月 31 日に 7 年 1 月から 8 年 3 月まで (15 か月) の保険料を支払い、その後、さらに 40 万円から 50 万円を納付した。「将来の年金に差が出てくるので、未納期間が無いように」と勧められ、納付したので、未納は無いものと思っている。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 8 年 1 月 31 日に 15 か月分の国民年金保険料を納付し、その後、さらに申立期間である 103 か月分の未納保険料として 40 万円から 50 万円を一括納付したと主張しているが、保険料を納付したとする 8 年 2 月時点では、申立期間は時効により納付できない期間であり、かつ、特例納付が実施されていた期間でもない。

また、国民年金保険料を納付したとする場所等についての記憶が明確ではなく、一括納付したとする金額も申立期間の国民年金保険料を納付した場合の額と大きく異なっており、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、当時の年金担当者の氏名を記憶しているが、当該担当者から、国民年金の加入等について助言はしたが、その後のことは承知していない旨の証言が得られている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 18

第1 委員会の結論

申立人の平成13年8月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年8月から同年11月まで

私は、申立期間当時、病気がちで国民年金保険料を納付していなかったが、平成15年に、父が平成13年度の未納保険料を社会保険事務所で納付してくれたはずである。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁で保管されている領収済通知書によると、平成15年12月17日に13年12月及び14年1月の国民年金保険料を社会保険事務所で現金納付したことが確認でき、申立人の父親が、15年に13年度分の未納分を納付したのは、その2か月分のものであると推認できる。

また、平成15年12月17日において、申立期間のうち、13年11月については納付可能であるものの、13年8月から同年10月までは、時効により納付できない期間であり、申立期間の国民年金保険料が納付されていたとは考え難い。

さらに、申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間については、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、父親の記憶も曖昧^{あいまい}であるため、保険料の納付状況等が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 20

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 8 月から 40 年 3 月までの期間及び 40 年 10 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和 37 年 8 月から 40 年 3 月まで
② 昭和 40 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 37 年 8 月に国民年金に加入し、集金人に、半年または一年払いで 2,000 円から 3,000 円の保険料を支払っていた。

しかし、記録を確認したところ、昭和 40 年 4 月から 9 月までの 6 か月のみ納付済みとなっていた。40 年 12 月までは確かに納付したはずであるのに、未納となっていることには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人の保険料の納付についての記憶は曖昧であり、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 40 年 9 月に A 市で払い出されていることが確認できるのみで、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部については、時効により納付できない期間である。

さらに、申立人は、半年または 1 年払いで、2,000 円から 3,000 円を支払っていたと主張しているが、当時の保険料は月額 100 円（年額 1,200 円）であり、申立人の主張と乖離している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 21

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年7月から39年9月まで

国民年金保険料については、妻が、夫婦二人分をまとめて銀行や市役所で納付していたはずである。昭和36年7月にA市に転居後、妻の保険料は納付済みとされているが、私の分が未納とされていることに納付ができない。また、国民年金保険料や税金の納付に関しては当時、私の勤務先から厳しく言われていたため未納は無いと思う。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は、申立期間当時、国民年金保険料の納付に関与しておらず、妻も記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、昭和38年5月2日にA市へ転入し、同市で41年12月1日に国民年金手帳記号番号が払い出されているが、それ以前にA市及び転居前のB町での申立人の加入事実は確認できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された直後の41年12月5日に、現年度保険料及びこの時点でさかのぼって納付することができた過年度保険料（昭和39年10月から40年12月までの保険料）が一括して納付されていることが確認できるが、この時点では、申立期間は時効により保険料が納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 22

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年8月から52年3月まで

昭和48年3月に大学を卒業し、A市の会社に5か月ほど勤務したが、実家の家業を手伝うため、同年7月にB市に帰郷した。B市への転入手続は同年11月に行なっているが、その際に父親が国民年金の加入手続を行ったはずである。

その後、家族で地区の納付組合に加入し、父親が家族全員の保険料を納付していたはずである。当時の納付組合は収納率が高く、滞納があると除名されたものである。

両親は、昭和36年度から保険料を完納しており、私の分だけ未納であることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、父親も既に死亡していることから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月にB市で払い出されていることが確認できるのみで、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事実は確認できず、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部については、時効により納付できない期間である。

さらに、申立人が、B市において自分の被保険者名簿を閲覧した際に、同名簿に昭和48年8月1日から納付と記載されていたと主張しているが、当該年月日は申立人の資格取得年月日であり、それを納付年月日と誤解している可能性がうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 23

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から同年10月まで

平成3年当時は、地区の組長が各戸の税金と合わせて国民年金保険料を集金し、区長が取りまとめた上で役場に納めていた。集金は厳格であり、平成3年4月から同年10月までの保険料について、未納となっていることに納得できない。

また、当時の請求の明細として、組長が集金台帳を管理し、その中に国民年金保険料も含まれていたはずである。

加えて、平成8年に追納を行った際、担当者から、「これで、すべて納付している。」と言われたことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所属していた納付組合の申立期間当時の徴収者名簿及び集金台帳により、申立人が同組合の組合員であったことは確認できるものの、申立期間については、国民年金保険料の徴収対象者となっていなかったことが確認できる。

また、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、平成8年に追納を行った際、担当者から、「これで、すべて納付している。」と言われたことを記憶しているとしているが、その時点で、追納が可能だった国民年金保険料をすべて納付したという意味で、担当者は言ったものであると推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

宮崎国民年金 事案 24

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年4月から同年10月まで

平成3年当時は、地区の組長が各戸の税金と合わせて国民年金保険料を集金し、区長が取りまとめた上で役場に納めていた。集金は厳格であり、平成3年4月から同年10月までの保険料について、未納となっていることに納得できない。

また、当時の請求の明細として、組長が集金台帳を管理し、その中に国民年金保険料も含まれていたはずである。

加えて、平成8年に追納を行った際、担当者から、「これで、すべて納付している。」と言われたことを記憶している。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所属していた納付組合の申立期間当時の徴収者名簿及び集金台帳により、申立人が同組合の組合員であったことは確認できるものの、申立期間については、国民年金保険料の徴収対象者となっていなかったことが確認できる。

また、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人は、平成8年に追納を行った際、担当者から、「これで、すべて納付している。」と言われたことを記憶しているとしているが、その時点で、追納が可能だった国民年金保険料をすべて納付したという意味で、担当者は言ったものであると推認される。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から53年3月まで

申立期間について、国民年金保険料の納付記録を確認したところ、納付記録が無いとの回答をもらった。

当時の資料は何も保有していないが、国民年金保険料は、加入以来ずっと納付しており、妻と併せて二人分の保険料が集金されていたはずであるので、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、国民年金保険料の納付方法等についての申立人の記憶は曖昧であり、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和53年7月時点では、申立期間の大部分は時効により納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、納付組織を通じて国民年金保険料の納付を行ったと主張しているが、市の記録では、申立人の納付組織への加入年月日が昭和54年3月3日となっていることが確認でき、申立人の主張には不合理な点があるとともに、国民年金に加入と同時に、現年度納付が可能な53年4月までさかのぼって国民年金保険料を納付したものと推認できる。

加えて、申立人は、妻と併せて二人分の保険料が集金されていたと主張しているものの、申立期間には婚姻日前の期間も含まれているとともに、婚姻後についても、申立期間は、夫婦共に未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 15

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から46年3月まで

国民年金及び国民健康保険の保険料を、毎月、給料から天引きされていた。金額は定かではないが、国民健康保険、国民年金とも、それぞれ毎月2,000円程度だったと記憶している。社長の奥さんに国民年金の加入手続きをしてもらったが、国民年金手帳は見えていない。申立期間当時は独身だった。

国民健康保険証を利用したことがあったので、国民年金にも、間違いなく加入している。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金保険料が納付されていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、また、申立人自身は保険料の納付に関与しておらず、申立人は、国民年金保険料を給料から天引きされていたと申し立てているが、そのことを裏付ける周辺事情も見当たらない。

また、申立人が納付したと主張する毎月2,000円程度の保険料額は、納付済みとなっている期間の保険料額とほぼ一致しており、申立期間の保険料額とは大きく異なる。

さらに、申立人には、申立期間以外にも、未加入期間及び未納期間が散見され、納付意識が高かったとは考えにくい。

加えて、申立人の国民年金保険料を預かり、納付を行っていたとされる社長夫婦については、生年月日等が不明のため同一人物とは確定はできないものの、住所情報等によりほぼ同一人物と推定される二人の納付記録を確認したが、申立期間については未納となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

鹿児島国民年金 事案 16

第1 委員会の結論

申立人の平成2年9月から3年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年9月から3年1月まで

申立期間当時は、体調を崩して会社を退職していたが、父親から「国民年金保険料だけは払っておけ。」と言われ、お金をもらって、自宅近くの銀行に行き、役場からもらった納付書により、毎月8,400円を払ってパンチ式の半券(領収書)をもらっていた記憶が鮮明にある。当時の領収書は残っていないが、納付したことは間違いなく、その後も公的年金には継続して加入してきており、申立期間の国民年金保険料の納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無いとともに、申立期間の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の記号は、A社会保険事務所の固有のものであり、同社会保険事務所が設立されたのは平成7年4月であることから、同手帳は7年4月以降に発行されたことになり、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

さらに、申立人は、所持している国民年金手帳の交付を受けた時期について、国民年金手帳に「初めて被保険者となった日」として記載されている平成2年9月ごろであると申し立てており、申立内容に不合理な点がある。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

秋田厚生年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月1日から52年4月30日まで

社会保険庁の記録では、昭和52年4月1日にJ(株)において厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年5月1日にK(株)で厚生年金保険被保険者資格を取得していることとなっているが、両社は名称変更しただけであり、引き続き雇用されていたので、1か月の未加入期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立人は、昭和52年4月1日にJ(株)において厚生年金保険の被保険者資格を資格喪失し、政府管掌健康保険については、同年4月1日から同年5月1日まで、任意継続したことが確認できる。

また、申立人が所持していた昭和52年4月のK(株)の賃金台帳によれば、申立人の52年4月の給与から社会保険料が控除されていることが確認できるが、その金額は、申立人の標準報酬月額及び当時の社会保険料率から試算される厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計金額を下回る金額である一方、試算した任意継続健康保険料の額の二分の一に相当する金額と雇用保険料の額とを合計した金額に一致している。さらに、昭和52年5月については、社会保険料の金額は、厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の合計金額に一致している。

このことから、申立人は、申立期間について、厚生年金保険に加入しておらず、健康保険については任意継続をし、負担すべき任意継続健康保険料の二分の一に相当する金額を事業所が負担していたと推認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年6月10日から33年3月10日まで
昭和27年6月にA社に入社し、33年3月に退社したが、社会保険事務所へ期間照会したところ、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に名前が無いとの回答だった。同社は、健康保険と厚生年金保険に加入していると聞いていたので、申立期間を被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社の事業主名及び一部の同僚の氏名が、社会保険庁の記録から確認できることから、申立人は同社に勤務していたと推認されるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書などの資料が無い。

また、申立人と一緒に商売を始めるために同社を辞めたとする同僚についても、申立人同様、健康保険及び厚生年金保険の被保険者名簿に氏名を確認することができない。

さらに、申立人の申立期間に係る同社での雇用保険の加入記録は確認できない。

加えて、当該事業所は既に全喪しており、当時の同僚等の証言も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。当時の給与明細書は無いが、大きな会社だったため厚生年金保険に加入していないはずはない。申立期間において被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当該事業所に照会したところ、申立人が記憶している同僚や上司は在籍していたとのことであり、申立人は当該事業所に勤務していたと思われるが、給与明細書など保険料控除の事実を確認できる資料は無く、保険料控除に関して、申立人は記憶していない。

また、当該事業所の担当者によれば、当時は社員の出入りが激しく、入社してもすぐには社会保険に加入させなかったとのことであり、当該事業所が加入していた厚生年金基金にも申立人の加入記録は確認できず、申立期間に係る雇用保険加入記録も確認できない。

さらに、当該事業所は、既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

茨城厚生年金 事案4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 9 月から 41 年 11 月まで

A社に昭和 37 年 9 月 14 日から 42 年 4 月 27 日まで正社員として勤務していたが、同社における厚生年金保険被保険者期間は、41 年 12 月 1 日から 42 年 4 月 21 日までの期間とされていた。申立期間も含めて、勤務していた期間すべてについて被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間すべてが厚生年金保険被保険者期間となるはずであると主張しているが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人が勤務していたA社には、人事記録、出勤簿、賃金台帳、源泉徴収簿、資格取得・資格喪失届写し等は保管されておらず、唯一、保管されていた社会保険被保険者台帳の写しについて、社会保険事務所の記録と照合したところ、加入記録はすべて一致していた。

さらに、A社における社会保険料控除については、個人別に控除した記録の帳簿が保管されていたものの、申立人の記録は無いため、ほかの従業員について、被保険者台帳と社会保険料控除の台帳を確認したところ、整合性が認められたので、申立人についても、厚生年金被保険者期間についてのみ給与から保険料が控除されたものと推測される。

加えて、現在の事業主及び社会保険事務担当者に、申立期間当時の社会保険事務所への加入手続状況を聴取したところ、「社会保険に加入すると、

保険料が控除され給与の手取り額が減ることから、本人が加入したくないとの理由で、社会保険未加入者が多数存在していた。このため、申立人についても同様の理由で未加入であったが、社会保険事務所の指導を踏まえ、昭和41年12月1日付けで厚生年金保険に加入させたものと思われる。」との情報が得られた。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬厚生年金 事案1

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月11日から41年9月1日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間についてA社の記録が無いとの回答であった。同社には、昭和39年3月から47年1月まで継続して勤務しており、40年4月10日に退職した記憶は無い。申立期間について、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の被保険者原票によりA社における申立人の健康保険番号を確認したところ、申立期間直前の勤務期間（昭和39年3月1日から40年4月11日まで）の番号（No, 32）と申立期間直後の勤務期間（昭和41年9月1日から47年2月1日まで）の番号（No, 34）の間に、申立人とは別人である者が昭和40年11月15日付けで資格を取得し、健康保険番号（No, 33）が付与されているため、申立期間において、申立人に対し、健康保険証が交付されていた状況はみられない。

また、当該事業所従業員から「退職の理由は分からないが、申立人は一度会社を辞めた記憶がある。」との証言が得られており、これについては、申立人の被保険者原票に記載された昭和40年4月11日付け資格喪失に係る処理経過において、回収された申立人の健康保険証が資格喪失届に添付されていたとみられる記載があることで裏付けられることから、申立人はいったん、A社を退職したものとかがわれる。

さらに、申立人に係る雇用保険被保険者記録によると、A社における雇用保険の取得日は昭和39年4月1日、離職日は40年4月11日であり、申立期間は雇用保険被保険者期間となっておらず、社会保険庁の記録とほぼ同一である。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を保有しておらず、保険料控除の記憶についても曖昧である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①昭和 31 年から 34 年まで (月不明)
②昭和 34 年から 36 年まで (月不明)

当時、私は C 島で漁師をしていた。社会保険事務所に、A 丸 (①の期間) 及び B 丸 (②の期間) で乗船していた期間について加入記録を照会したところ、申立期間についての記録が無いとの回答であった。当時は船員保険期間であったと思われるので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

船員保険法第 17 条は、船員法第 1 条に規定する船員であつて船舶所有者に使用される者が船員保険の被保険者となると定めているが、その船員については、船員法第 1 条第 2 項第 1 号で総トン数 5 トン未満の船舶及び同項第 3 号で総トン数 30 トン未満の漁船に乗り組む船員は含まないとされている。また、同法第 50 条では船員は船員手帳を受有しなければならないとされている。

しかしながら、申立人は、申立期間の状況について、当時乗り組んでいた A 丸及び B 丸は共に総トン数 5 トン未満の船舶であり、船員手帳の交付も受けた記憶が無いと供述している。

また、C 島漁業協同組合 (当時: D 漁業協同組合) の担当者から、組合に加入していた漁船は最大でも 20 トンであり、20 トンを超えるような船舶は東京や神奈川等本土にある会社の所有であることが多く、船員保険が適用される船舶の組合への加入はなかった旨の証言が得られていることから、申立人は、上述の船員保険法に定める船員ではなかったことがうかがわれる。

なお、申立の両船舶の正確な総トン数について確認するために、日本小型船舶検査機構に当該船舶の登録状況を確認したところ、20 トン未満の船舶登録制度は平成 14 年から行われていることから当時の状況は不明であり、また、関東運輸局においても、記録が無く不明であった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を船員保険料を船舶所有者により給与から控除されていたと認めることはできない。

群馬厚生年金 事案 3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 11 日から 9 年 1 月 14 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、上記申立期間について厚生年金保険の加入記録の記録が無いことが判明した。厚生年金保険料を納めていたので、申立期間について、被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成 8 年 12 月の給与明細書を確認したところ、雇用保険料は控除されているものの、厚生年金保険料及び健康保険料については控除されていない。

また、同様に提出された雇用保険被保険者資格喪失確認通知書を確認したところ、被保険者区分が「短時間労働者」（勤務時間週 20 時間から 30 時間）となっていることに加え、事業所の事務担当者から「申立人が当時在籍していたことは間違いないが、申立人は勤務時間週 20 時間の雇用契約であり、雇用保険のみの加入であった。当時の厚生年金保険加入者は勤務時間週 30 時間以上としていたことから、申立人が厚生年金保険に加入していたとは考えられない」との証言が得られており、申立人は当時、雇用保険のみ適用のある短時間労働者であり、厚生年金保険には加入できない状況であったことがうかがわれる。

さらに、申立人は「会社から健康保険証を貰ったことはなく、夫の健康保険証で医療機関に受診していた。」としており、これについては、申立期間が社会保険庁の記録で国民年金の第 3 号被保険者期間となっていることから裏付けられ、申立人は夫の被扶養者の範囲内での労働条件で勤務していたものとうかがわれる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 27

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 11 月 2 日から 35 年 12 月 10 日まで
A社に運転手として採用されたのは、昭和 33 年 11 月 2 日であり、給料から社会保険料が天引きされていたことを記憶している。ところが、社会保険事務所の年金記録では 35 年 12 月 10 日から厚生年金保険に加入したことになっており、2 年間も記録が無いことを知って驚いた。給与明細書等は残っていないが、33 年 11 月 2 日から 35 年 12 月 10 日までの期間についても厚生年金保険に加入していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、給料から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、申立期間における保険料控除を確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、申立人は勤務していたA社には従業員が 15 名程度おり、出入りが激しかったと証言しているが、当該事業所の被保険者名簿によると申立人が被保険者となった昭和 35 年 12 月 10 日までに被保険者となっている者は 8 名であることが確認でき、事業主が一部の従業員についてのみ厚生年金保険の加入手続を行っていたものと思われる。

さらに、申立人は、A社に入社したと申し立てている昭和 33 年当時ではなく、入社後 1～2 年して風邪にかかり、事業主から健康保険証を受け取り病院に行ったとしているが、この時期に、事業主が申立人を厚生年金保険被保険者としたことがうかがわれる。

このほか、A社は既に全喪しており、当時の従業員の証言も得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案2

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月1日から28年5月31日まで
② 昭和29年10月25日から30年9月26日まで

昭和26年4月1日から30年9月26日まで継続してA社に勤務していたが、同社勤務期間のうち、①及び②の期間が厚生年金保険被保険者記録から抜け落ちていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に在職していたことについては、今回の申立てに先立つ厚生年金保険の期間照会を契機に、新たに昭和28年6月1日から29年10月24日までの厚生年金保険加入記録が発見されていることから間違いがない。また、これによりこの間事業主から保険料控除が行われていたことも確認できる。

しかし、申立期間①については、申立人が同じ時期に働いていたとする同僚の在勤期間についてみると、必ずしもそのような事実が確認できないほか、この間の勤務をうかがわせる特段の事情も見当たらない。また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和27年9月1日となっており、申立期間のうち26年4月1日から27年8月31日までの期間は当該事業所の被保険者となることはできない。

さらに、申立期間②については、昭和29年10月25日の資格喪失とともに、健康保険証の返納を示す「証返」の押印が確認できること、事業所台帳上、29年10月25日付けで申立人を含む26人（当時の全社員の約半数）の資格が喪失されており、その後、社員の増加をみるまでに数ヶ月を要していることからみて、当時、何らかの事情で申立人も退職したものと考えるのが相当である。

これらに加え、申立人は同僚からの証言を求めることを強く拒否している点も申立内容に不自然さを加えるものとなっている。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 12

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 10 日から 34 年 1 月 1 日まで
昭和 32 年 1 月 10 日から 34 年 1 月 1 日まで、A事業所に勤務していたが、社会保険庁の年金記録では加入記録が無かった。
当時、保険料を控除されていたことや健康保険証を受け取ったことを覚えており、また、元事業主及び同僚の証言書も提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA事業所に勤務していたことは、元事業主や同僚の証言から確認できるものの、申立人は厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票などの資料を保管していない。

また、A事業所は昭和 34 年 1 月 1 日に全喪しており、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料（給与明細書、源泉徴収票等）は無く、元事業主は「申立人から保険料を控除していたかどうかは不明である」と証言している。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は無く、整理番号の欠番も無い。

このほか、昭和 30 年 5 月から 34 年 1 月までの厚生年金保険手帳記号番号払出簿には、申立人の記載は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 13

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 38 年 4 月 1 日まで
高校卒業後、昭和 32 年 4 月にA社に入社し、38 年 3 月に退職するまでの6年間、B工場に在籍し勤務したが、社会保険庁の記録では加入記録が無かった。同期間について厚生年金保険に加入していたと思うので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社B工場に在職中は臨時職員で、春から秋までの期間の勤務を繰り返し、冬季中は失業保険を受給していたと記憶しているが、これは、現在の同工場関係者が、「当時は臨時職員の雇用が主であり、臨時職員は春入社し、秋退職する者が多かった。」と説明している内容と合致している。

また、A社B工場関係者は、臨時職員に対して、国民健康保険や国民年金に加入することを求めていたと説明している。

さらに、A社B工場及びその関連会社には、保険料を控除していたことを確認できる給与明細等の関係書類は保管されておらず、同社に残されている当時の社会保険被保険者の資格取得及び資格喪失を記載したノートには、申立人の記載は無い。

このほか、申立人は保険料控除を記憶しておらず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 14

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年9月1日から30年8月30日まで
昭和27年9月1日から30年8月30日までの期間、A社に再入社した。社会保険庁の記録に申立期間の加入記録が無いことに納得できないので、記録を訂正してほしい。

なお、B事業所を同時に退職し、A社に同時に再入社した同僚X、Yのうち、同僚Xからは、申立期間の年金を受給していると聞いている。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社に同時に再入社したとしている同僚X、Yは共に当時の記憶が曖昧であり、同僚Yは申立期間の一部において厚生年金保険の加入記録があるが、申立人とは異なる業務に従事していたと証言しているため参考とし難く、同僚Aは申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

また、A社に再入社する前に勤務していたB事業所を退職後、失業給付を受給するため公共職業安定所に5回から6回通ったとする申立人の記憶は、B事業所退職後すぐにA社に勤務したとする申立期間と一部重なり不合理である。

さらに、社会保険庁の記録では、申立期間中に健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記載は無く、整理番号の欠番も無い。

このほか、A社は既に全喪しており、生存している元経営者親族等に確認しても申立期間における保険料控除を記憶しておらず、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 4

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月ごろから同年9月ごろまでの期間又は26年4月ごろから同年9月ごろまでの期間

私は、A市B町にあったC事業所で昭和26年4月ごろから同年9月ごろまで（又は昭和25年4月ごろから同年9月ごろまで）働いていたが、社会保険事務所から「そのような事業所名の記録は存在せず、同町内に類似した社名の適用事業所の記録はあるが、同事業所が適用事業所となったのは申立期間後の昭和26年10月1日からである。」との回答があった。

この期間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしいので、調べて記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするC事業所は現存しないが、近隣住人に対する聞き取り調査結果や、申立人が同事業所での仕事内容等を良く記憶していることから、申立人がA市B町にあった事業所で働いていたことは事実と考えられる。

しかし、申立人が申立に係る事業所に勤務していたとする時期や保険料の控除についての記憶は曖昧である。

また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、社会保険庁の記録によると、C事業所という名称の厚生年金保険適用事業所は存在せず、A市B町に名称が類似する有限会社C'事業所が存在したものの、同事業所が厚生年金保険適用事業所となったのは、申立期間後の昭和26年10月1日であることから、申立人は同事業所の従業員として厚生年金保険の被保険者となることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 8 月 1 日から 38 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 36 年 8 月から 38 年 5 月まで A 社に勤務していたが、社会保険庁の厚生年金保険の加入記録では、勤務していた全期間について記録が無いことになっており、納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとする A 社は、社会保険庁の記録によると昭和 40 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は適用事業所とされていなかったことが確認できる。

また、申立人は、A 社の直前に勤務していた B 社において同僚であった X 氏が A 社を設立するため、X 氏と一緒に B 社を退職し、A 社で代表取締役となった X 氏と一緒に勤務した旨を申し立てているが、X 氏についても、申立期間は厚生年金保険に加入しておらず、厚生年金保険の適用事業所となった昭和 40 年 5 月 1 日に被保険者資格を取得している。

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、さらに、A 社は、既に全喪しており、申立内容を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

山口厚生年金 事案 2

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申・立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から同年 6 月

昭和 41 年 4 月から同年 6 月まで、A 社に勤務していた。

その間、厚生年金保険の保険料を源泉控除されていたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

社会保険庁の資料によると、申立期間、申立人は B 社に勤務しており、同社の厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できる。

また、雇用保険被保険者情報によると、申立人の A 社における雇用保険被保険者資格の取得年月日は昭和 41 年 6 月 28 日、離職年月日は同年 9 月 1 日となっており、申立人が申立期間において申立ての事業所に勤務していた実態は認められない。

なお、社会保険庁の記録によると、A 社における雇用保険の被保険者期間（昭和 41 年 6 月 28 日から同年 9 月 1 日まで）は、国民年金に加入しており、国民年金保険料の免除期間であったことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

山口厚生年金 事案3

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 12 月 31 日から 54 年 1 月 1 日まで
現在まで、年金保険料はすべて納めているものと思っていたが、加入記録照会をしたところ、1 日の誤差のため昭和 53 年 12 月が厚生年金保険に未加入となっていることが判明した。厚生年金基金の裁定通知書の加算適用終了日は 53 年 12 月 31 日となっており、当時の勤務先に退職日の確認をしたところ「退職日、資格喪失日ともに 12 月 31 日となっている。」との回答であった。退職日、資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する厚生年金保険被保険者資格喪失届では、申立人の同社における資格喪失日は昭和 53 年 12 月 31 日とされており、また、雇用保険の被保険者資格照会回答書では、申立人は昭和 53 年 12 月 30 日に同社を離職したとされていることから、申立期間に勤務の実態があったことは認められない。

また、A社が保管する、昭和 53 年 11 月 20 日に申立人が同社に提出した退職願には、「昭和 53 年 12 月 30 日をもって退職したい」旨が記されている。

さらに、申立人が保管する昭和 53 年 12 月の給与明細書では、厚生年金保険料の控除が認められるが、A社から当時の保険料控除は翌月控除方式であった旨の説明があることから、当該保険料控除額は 53 年 11 月（一月分）の保険料であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案5

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年から 50 年まで (A社)
② 昭和 52 年 10 月から 53 年 6 月まで (B社)
③ 平成 5 年 3 月から 5 年 5 月まで (C社)
④ 平成 14 年 1 月から 14 年 3 月まで (D社)

私は、申立期間について上記4社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。それぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会判断の理由

1 A社、B社及びD社の申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

2 A社に係る申立期間①については、申立人の雇用保険加入記録が無く、人事記録等も存在しない。

また、社会保険庁の記録によると、A社は、厚生年金保険の適用事業所とはなっておらず、当時の経営者の娘でありA社の事業を引き継いだX社の経営者は、「A社は、社会保険及び雇用保険の適用事業所とはなっておらず、給与から保険料の控除も行っていなかった」と説明していることから、申立人が、A社の厚生年金保険の被保険者となることはできない。

3 B社に係る申立期間②については、雇用保険の加入記録があり、B社に勤務していた事実が確認できる。しかし、社会保険庁が保管するB社の資格取得届の整理番号簿では、申立人の資格取得は昭和53年6月1日となっており、また、同名簿の申立期間における記録を確認した結果、52年10月1日以降申立人の整理番号の払出日まで25人の存在が確認できるが、整理番号

が空白なく連続しており、申立人がこの間に資格取得することはできないことから、申立人は、申立期間②についてB社の厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間②のすべてについて、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 4 C社に係る申立期間③については、申立人の雇用保険の加入記録が無い。
また、当該事業主が発行した「給与支払明細書(控)」(写し)により、健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料が控除されていないことが確認でき、同明細書には、事業主が申立人の社会保険の加入手続きを行っていない旨が付記されていることから、C社の厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。
- 5 D社に係る申立期間④については、申立期間④のうち平成14年1月1日から同年3月27日(退職日は26日)までは別事業所であるY社において、厚生年金保険及び雇用保険に加入していた記録があり、かつ、D社の賃金台帳に申立人の記載が無く、D社における雇用保険記録が無いことから、申立人がD社で勤務していた事実は確認できない。
- 6 このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。
これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案6

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月 1 日から 49 年 1 月 1 日まで

私は、申立期間について県外の事業所で勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会判断の理由

公共職業安定所に照会したところ、申立人が申立期間において当該事業所で雇用保険に加入していた記録が無く、人事記録等も存在しないことから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた事実が確認できない。また、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料が無い。

さらに、事業所に対する照会に対し、申立期間当時から現在まで勤務している2名から「当時の社会保険の加入については、本人の希望に応じて加入手続きを行っており、厚生年金保険の資格取得を届出していない者については、保険料を控除していなかった」という証言が得られ、この証言内容に基づき、事業所から申立人の希望により厚生年金保険の資格取得の手続を行わず、保険料の控除も行っていなかったとの回答があった。加えて、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料の控除に関する記憶は曖昧である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

沖縄厚生年金 事案7

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から 48 年 3 月

私は、申立期間においてA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いとされた。保険料の控除の事実が確認できる書類は無いが、当該事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であることを認めてほしい。

第3 委員会判断の理由

申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細、所得税源泉徴収票などの資料は無い。

また、公共職業安定所に照会したところ、申立人は、申立期間において当該事業所で雇用保険に加入していた記録が無く、人事記録等の資料、同僚等の証言も無いことから、申立期間において当該事業所に勤務していた事実も確認できない。

さらに、社会保険庁が保管する当該事業所の資格取得届の整理番号簿により、当該事業所における申立期間を含む昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 5 月 1 日までの期間に厚生年金保険の資格を取得した者 270 人について調査したが、申立人が厚生年金保険被保険者として適用されていた事実は確認できなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関係資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。